

若者計画（令和8年度～令和11年度）最終案について

- 1 文京区地域福祉推進協議会、文京区子ども・子育て会議等での検討状況
 - (1) 文京区地域福祉推進協議会
 - 令和7年5月23日（金） 若者計画の策定について
若者の生活と意識に関する調査結果について
 - 8月27日（水） 若者計画の検討状況について
 - 11月5日（水） 若者計画の中間のまとめについて
 - 令和8年2月5日（木） 若者計画（中間のまとめ）のパブリック
コメント及び区民説明会の結果について
若者計画（最終案）について
 - (2) 文京区子ども・子育て会議及び文京区地域福祉推進協議会子ども・若者部会
 - 令和7年5月8日（木） 若者計画の策定について
若者の生活と意識に関する調査結果について
 - 7月9日（水） 「計画策定の考え方」について
「計画の基本理念・基本目標」について
「若者の現状」について
「主要項目及びその方向性」について
 - 8月7日（木） 「主要項目及びその方向性」について
 - 10月17日（金） 若者計画（中間のまとめ）について
 - 令和8年1月22日（木） 若者計画（中間のまとめ）のパブリック
コメント及び区民説明会の結果について
若者計画（最終案）について
- 2 若者計画（中間のまとめ）のパブリックコメント及び区民説明会の実施結果
 - (1) パブリックコメント
 - 募集期間：令和7年12月5日（金）から令和8年1月5日（月）まで
 - 意見件数：34件（意見提出者：15名）
 - (2) 区民説明会
 - 実施日：令和7年12月10日（水）・13日（土）
 - 意見件数：4件（出席者：2名）
 - (3) 意見及び区の見解
 - 別紙1のとおり
- 3 若者計画（中間のまとめ）からの変更点
 - 別紙2のとおり
- 4 若者計画（最終案）
 - 別紙3のとおり
- 5 今後のスケジュール（予定）
 - 令和8年3月 若者計画策定

若者計画（令和8～令和11年度）に関するパブリックコメントで寄せられたご意見及び区の見解（34件）

【別紙1】

番号	関連する項目	ご意見【原則原文のとおり】	区の見解
1	計画全体	<p>初策定！中間のまとめについて 区報ぶんきょう（12/5）で『初策定！若者計画中間のまとめ』を読みました。「みなさんのご意見をお聞かせください」とのことなので私の印象を書き連ねてみます。しばしお付き合いください。 「初策定！」での「中間のまとめ」だけに盛り沢山・・・思いつくまま策定委員？のみなさんの思いを全て『若者計画』の袋の中に入れてガラガラポンと似たような対策をまとめ上げた感じが感じられるのは気のせいでしょうか・・・。策定委員？の構成はどんなですか？総勢何人ですか？男性女性の比率はどうですか？年齢構成は19歳～39歳の方の比率はどうなっていますか？都庁関係職員や職員の関係者や職員の家族で『若者』には何かしらの「こうしてほしい」「あれをやりたい」「ここはどうなっているの」などなど、主要項目1、2、3のそれぞれの『主な取組』の一つひとつがどれだけ「充実した生活を送れる社会」の実現を我がことのように「刺さる」事業や取り組みと感じてくれることができたのか・・・やはり区報に盛り沢山に書かれた若者計画一つひとつを読んでそれぞれを想像してみても「????」が頭の中にくるくる回ります。基本理念や基本目標では若者でなくても普通に生活している都民にも当てはまるように感じてしまっています（若者を年寄りに変えてもいいと）。つらつらと印象を書き連ねましたが・・・調査で把握してそれを踏まえるための「若者のニーズ」の掘り起こし把握も大切と思いますが、若者に「そんなこともあったか」「こんなこともあるんじゃない」などなど彼ら彼女らが「気付き」新しい発想が生まれるような取り組みを期待しています。</p>	<p>本計画の策定に当たっては、「若者の生活と意識に関する調査」の結果をもとに、庁内や文京区地域福祉推進協議会等での議論を経ており、この過程には、学識経験者や公募区民委員のほか、若者支援に携わる団体の代表者にも参加いただき、様々な意見を集約しながら進めております。さらには、若者自身との直接的な意見交換を実施するなど、本区に住む若者の声を踏まえた内容となっております。 また、基本理念及び基本目標については、本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」に基づいており、若者を含む地域住民全体を対象としている一方で、本計画の主要項目及びその方向性は若者に特化したものとして定めています。 今後も、様々な機会を確保し、多くの方から意見を伺いながら、全ての若者が充実した生活を送ることができるよう、若者支援施策を推進してまいります。</p>
2	計画全体	<p>海外経験について すべての施策が内向きで失望しました。どこかで聞いたことのあるものが多く、すべてやめた方が良くと思う。若者には、海外経験をつんで欲しく、支援したらと思う。</p>	<p>本計画は、本区の保健福祉を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の一つである「子育て支援計画」に内包され、若者支援施策に係る主要項目や関連する事業の概要を掲載しております。計画策定後は、本計画に基づき進行管理を行い、全ての若者が充実した生活を送ることができる社会の実現に向け、若者支援施策を推進してまいります。 なお、現時点では、若者向けの海外経験への支援等を行う予定はありませんが、いただいたご意見は、関係部署とも共有し、今後の政策立案の参考とさせていただきます。</p>
3	第1章 計画策定の考え方	<p>①文京区が「一歩先行く自治体」を目指している以上、全国の自治体の若者計画を丁寧にくまなく調べあげ、後れを取ることのない計画内容にしていきたい。また、どの項目・内容が「一歩先行く自治体」のものであるのかはっきり明示し、区民において文京区が「一歩先行く自治体」であることがわかるようにしていきたい。もし、そうした丁寧なサーチをしない／できない／したくない、区民にわかりやすく丁寧な記載をしない／できない／したくないということであれば、その理由を区民に丁寧に説明し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていきたい。</p>	<p>本計画は、子ども・若者育成支援推進法等に基づき、若者支援施策の方向性と取組を整理し、お示しするものです。 本計画の策定に当たっては、国や都の動向を踏まえるとともに、必要に応じて他自治体の考え方等も把握しながら、本区の課題や実情に即した内容となるよう検討しました。 今後も、計画に基づく進行管理の中で必要な見直しを行い、施策の充実に努めてまいります。</p>
4	第1章 計画策定の考え方	<p>③若者の声の反映や参画を促す取組みが限定的で、若者調査を実施しているとは言え有効回収率は約20%と低く、エビデンスとしての有効性や信頼性、根拠能力に欠けます。多様な形式の若者向けワークショップや定期的なフォーラムなど、継続的かつ多様な若者の参画の仕組みを設け、「若者の声を反映」→「計画の再検証」→「見直し／改定」とサイクル化の仕組みを整えていただきたい。もし、しない／できない／したくないということであれば、その理由を区民に丁寧に説明し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていきたい。</p>	<p>本計画の策定に当たっては、14,064人にご回答いただいた「若者の生活と意識に関する調査」や対面及びオンラインでの意見交換会等を通じて、若者への意見聴取を実施してまいりました。 また、本計画では、基本的な視点の一つとして「若者の意見表明機会の確保」を掲げており、この視点に基づき、若者の意見を聴き、施策に反映する取組を進めていくことで、若者の社会参画を推進してまいります。</p>
5	第1章 計画策定の考え方	<p>④文京区の計画（中間のまとめ）は法令の横断性や制度の整合性の面で組み立てが弱く、「子育て支援計画の分野別」の一部としているものの、例えば港区などは複数の法律（子ども基本法、子育て支援法、次世代育成支援対策法、子ども・若者育成支援推進法など）を横断する建て付けとしていることから文京区も関係法制度を横断的に紐づけた「子ども／若者総合支援計画」と位置づけ直ししていただきたい。特に「子どもの貧困対策」「子どもの権利」「若者の社会参加・就労支援」「子育て支援」「次世代育成支援」などを統合するようにしていただきたい。もし、しない／できない／したくないということであれば、その理由を区民に丁寧に説明し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>本計画は、子ども・若者育成支援推進法等に基づく若者育成支援に係る計画であり、本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の一つである「子育て支援計画」に内包されます。これにより、庁内の複数の部署や関係機関が連携し、妊娠・出産から若年世代までの様々なライフステージに向けた切れ目ない総合的な支援を行ってまいります。 なお、子育て支援計画は、「次世代育成支援行動計画」、「子ども・子育て支援事業計画」及び「子どもの貧困対策計画」を内包しており、引き続き、各計画を一体的に推進してまいります。</p>
6	第1章 計画策定の考え方	<p>⑤文京区の計画期間は4年間（令和8～11年度）と短く、長期性や将来展望の面で課題があります。他区は10年計画など長期スパンとしているところもあり、文京区も将来の少子高齢化や若者人口の動向を見据え、子ども期～若者期～将来の子育て期という世代連鎖も視野に入れた10年以上の中長期ビジョンを策定していただきたい。もし、しない／できない／したくないということであれば、その理由を区民に丁寧に説明し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>本計画は、子ども・若者育成支援推進法等に基づく若者育成支援に係る計画であり、本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の一つである「子育て支援計画」に内包されます。これにより、庁内の複数の部署や関係機関が連携し、妊娠・出産から若年世代までの様々なライフステージに向けた切れ目ない総合的な支援を行ってまいります。 計画期間については、子育て支援計画に内包される「次世代育成支援行動計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」が5年を1期として策定することが義務付けられていることから、「子育て支援計画」の計画期間の終期に合わせ4年間としております。</p>
7	第1章 計画策定の考え方	<p>⑧文京区の計画（中間のまとめ）は施策の実施管理・モニタリング・評価の仕組みが曖昧と言わざるを得ず、確かに「進行管理」を福祉関係者などで構成する「文京区地域福祉推進協議会」に委ねるとしているものの、成果指標（KPI）や中間レビュー／見直し頻度がはっきり具体的に記載されていません。特にKPIといった数値目標や定期的な中間レビュー、フォローアップ調査の実施、公開報告を義務付ける仕組みを盛り込み、透明性を向上し、説明責任を強化していただきたい。もし、しない／できない／したくないということであれば、その理由を区民に丁寧に説明し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>本計画では、進行管理事業において4年間の計画事業量を設定しており、文京区地域福祉推進協議会等において各事業の成果及び評価並びに次年度の取組内容を毎年度報告するとともに、その結果を区ホームページで公表いたします。 今後も、社会情勢の変化や国・都の動向も踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行いながら、本計画を着実かつ効果的に推進できるよう、適切な検証に努めてまいります。</p>

番号	関連する項目	ご意見【原則原文のとおり】	区の見解
8	第1章 計画策定の考え方	(1) 「子育て支援計画」の分野別計画としてではなく、子ども期から若者期を一体的に支援する総合計画として再構成すべきであり、そのようにしていただきたい。それに伴い、名称も「『文の京』子ども・若者総合計画（副題として「子ども期から若者期をつなぐ『共育と共生のまち』を目指して）」などとし、特に人口減少傾向を踏まえ、妊娠期から39歳までについては包括的な計画へと修正していただきたい。計画期間も将来の人口動向や少子化の影響を踏まえ、10年単位（令和8～17年度）を基本とし、4年目に中間見直しを行うようにしていただきたい。（※根拠法令としては「子ども基本法」「子ども・若者育成支援推進法」「次世代育成支援対策推進法」等を横断的に整理するものとする）	本計画は、子ども・若者育成支援推進法等に基づく若者育成支援に係る計画であり、本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の一つである「子育て支援計画」に内包されます。これにより、庁内の複数の部署や関係機関が連携し、妊娠・出産から若年代までの様々なライフステージに向けた切れ目ない総合的な支援を行ってまいります。 計画期間については、子育て支援計画に内包される「次世代育成支援行動計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」が5年を1期として策定することが義務付けられていることから、「子育て支援計画」の計画期間の終期に合わせ4年間としております。 進行管理事業については、4年間の計画事業量を設定しており、文京区地域福祉推進協議会等において各事業の成果及び評価並びに次年度の取組内容を毎年度報告するとともに、その結果を区ホームページで公表いたします。 計画の名称については、今後検討してまいります。 今後も、社会情勢の変化や国・都の動向も踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行いながら、本計画を着実に効果的に推進できるよう、適切な検証に努めてまいります。
9	第1章 計画策定の考え方	(5) 推進体制についても具体化・見える化をもっと押し進めていただきたい。例えば「文京区若者支援推進本部（仮称）」の設置（※区長を本部長とし、関係部署横断の統括組織を設置）、若者地域ネットワーク会議の設置（※学校、大学、NPO、企業、医療機関、地域団体等が参画）、「若者区政検討会議あるいは協議会（※若者を政策提案や評価に参加・参画してもらう）」といったものを具体的に盛り込んでいただきたい。	本計画の推進体制については、区長を本部長とする地域福祉推進本部のほか、地域福祉推進協議会等の会議体で議論を経て進めております。これらの会議体は、学識経験者や公募区民委員に加え、地域福祉に携わる様々な団体の代表者にもご出席いただき、意見を集約しながら進めているところです。 今後も、様々な機会を確保し、多くの方から意見を伺いながら、本計画を推進してまいります。
10	第2章 計画の基本理念・基本目標	若者の生活基盤として「安全な移動環境」の確保を計画に明記していただきたい。 文京区は高齢者と子育て世帯が多く、歩道における自転車の高速走行は、若者（とりわけ未就学児を中心とする子供）を含む区民の重大事故リスクとなっている。 若者が歩行者の安全を守りつつ、自身も安全に、加害者になることなく移動できる地域共生社会の形成のため、 ①「歩道では歩く」ルール徹底の啓発、②「歩道での車両走行」の悪質性・違法性を周知する啓発看板の設置、③警察署との連携による取締り強化重点エリア選定（後楽園駅周辺の坂道等）、を、子育て世帯を中心とする若者支援の一環として位置付けていただきたい。（2.基本目標の2項に記載の「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる」に、福祉だけでなく、交通安全も含める趣旨）	本計画は、本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の一つである「子育て支援計画」に内包され、若者支援施策に係る主要項目や関連する事業の概要を掲載しております。 また、「文京区交通安全計画」を策定し、当該計画に基づき自転車対策に関する施策や安全な移動環境の確保等を進めているところです。 加えて、これまでも警察等の関係機関と連携し、春・秋の交通安全運動や区内小中学校への交通安全教育など、様々な機会を通じて交通ルールやマナーの周知・啓発等に取り組むとともに、区民からの通報等を基に警察への取締り強化の依頼や対応策等について協議を行っております。 区道においても、自転車の車道通行を促す注意喚起看板の設置や自転車通行空間の整備も進めているところです。 いただいたご意見を参考に、今後も安全・安心に通行できる道路環境の確保に努めてまいります。
11	第2章 計画の基本理念・基本目標	①「中間のまとめ」において「若者の自立支援と社会参加促進を図る」とあるところ、世田谷区や神奈川県藤沢市の先進事例を参考に、「若者の自立支援と社会参加促進に加え、ジェンダー平等・多文化共生の視点を取り入れる」と修正していただきたい。もし、しない／できない／したくないということであれば、その理由を区民に丁寧に説明し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	本計画では、基本理念として「支え合い認め合う地域社会の実現」及び「男女平等参画の推進」を掲げており、ご提案の趣旨は、これらの基本理念の考え方に含まれているものと認識しております。 今後も、若者支援施策の推進に当たり、ジェンダー平等や多文化共生の視点を踏まえて取り組んでまいります。
12	第2章 計画の基本理念・基本目標 第4章 主要項目及びその方向性	(2) 本「計画」の理念と目標については、「すべての子どもと若者が、自分らしく生き、共に育ち、未来をつくるまち」と設定し、理念の柱として次の5つを打ち立てていただきたい。 1. 子ども・若者の権利の尊重 2. 自立と社会参加・参画の促進 3. 共に支え合う多文化共生の地域社会の実現 4. こころとからだの健康・安全・安心の保障 5. 多様性の確保とジェンダー平等の尊重	本計画は、本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の一つである「子育て支援計画」に内包され、「地域福祉保健計画」の総論で掲げた基本理念及び基本目標を、本計画の基本理念・基本目標として掲載しております。 本計画の策定に当たっては、「若者の生活と意識に関する調査」の結果をもとに、庁内や文京区地域福祉推進協議会等での議論を経ており、この過程には、学識経験者や公募区民委員のほか、若者支援に携わる団体の代表者にも参加いただき、様々な意見を集約しながら進めております。また、若者自身との直接的な意見交換を実施するなど、本区に住む若者の声を踏まえた内容となっております。

番号	関連する項目	ご意見【原則原文のとおり】	区の見解
13	<p>第2章 計画の基本理念・基本目標</p> <p>第4章 主要項目及びその方向性</p>	<p>(3) 重点分野・施策構成として次の6つの柱を打ち立てていただきたい。</p> <p>▶1番目の柱：切れ目のない成長支援の確立＝「19～39歳」を対象とした計画となっていることから、子ども期・思春期からの連続性が弱く、妊娠期～若者期までを一体的に支援する「成長ライフステージ別支援体系」を確立していただきたい。また、幼少期→学齢期→思春期→若者期の課題ごとに、教育・相談・就労支援・居場所支援を連動させていただきたい。学校・家庭・地域・行政の連携ネットワークを強化（スクールソーシャルワーカー、ユース支援員配置等）していただきたい。</p> <p>▶2番目の柱：若者の社会的自立とキャリア支援＝本「計画」はライフデザイン支援が抽象的かつ曖昧であり、「若者キャリアセンター（仮称）の設置検討」や「就労・職業体験・インターン支援の産学連携の拡充」「非正規・フリーランス・起業志向者への支援策整備」「生活困窮若者への伴走支援（住まい・相談・金銭管理サポート）の拡充」をはっきりわかる形で盛り込んでいただきたい。</p> <p>▶3番目の柱：メンタルヘルスとこころのケア＝本「計画」においては、健康保持・増進が理念レベルに留まっており、区内の精神保健センターと学校、NPO連携による「若者メンタル支援ネットワーク」を構築したり、SNS相談、夜間LINE相談などデジタルアクセスの強化や、ひきこもり・孤立・依存・性被害・暴力被害などへの専門支援体制を明記したりしていただきたい。</p> <p>▶4番目の柱：地域の多文化共生や多世代のつながりづくり＝本「計画」では理念として盛り込まれているものの、実践面の仕組みが脆弱であり、若者・子育て世代・高齢者の交流拠点（地域カフェ・こども食堂・多世代サロン）の育成支援や、学生ボランティアの地域活動への参加促進（活動証明制度・ポイント制度導入）、区内の学校・地域団体・大学が協働するモデル事業「地域共育プロジェクト」を創設することなどを盛り込んでいただきたい。</p> <p>▶5番目の柱：若者の積極的な参画と若者の意見・要望・アイデアを施策に反映させる仕組み＝従来の延長線上にある調査やパブコメが中心で、若者が実際に関与する仕組みが不十分であることから、「文京区若者会議（仮称）」を立ち上げ、企画・計画策定から実施・評価に至る全てのプロセスに若者自身が参画できるようにしていただきたい。また、区政モニター制度を拡充し、オンライン投票や意見募集を常設化していただきたい。若者フォーラムや多様なSNSを通じて発信したり、動画広報などで政策への関心を高めたりするようにしていただきたい。</p> <p>▶6番目の柱：計画推進に伴う評価と検証のあり方＝進行管理主体が曖昧で、KPIが不明確であり、年次実績報告と中間レビューを義務化（4年目に評価報告書を公開）を盛り込んでいただきたい。なお、KPIについては指標を明確化し、例えば相談支援利用者数、若者就労率、孤立者減少率（※オープンデータ化により区民参画と透明性を確保）などを検討していただきたい。さらに区民・関係機関・若者会議による「相互評価」方式なども採用していただきたい。</p>	<p>本計画は、本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の一つである「子育て支援計画」に内包され、「地域福祉保健計画」の総論で掲げた基本理念及び基本目標を、本計画の基本理念・基本目標として掲載しております。</p> <p>本計画の策定に当たっては、「若者の生活と意識に関する調査」の結果をもとに、庁内や文京区地域福祉推進協議会等での議論を経ており、この過程には、学識経験者や公募区民委員のほか、若者支援に携わる団体の代表者にも参加いただき、様々な意見を集約しながら進めております。また、若者自身との直接的な意見交換を実施するなど、本区に住む若者の声を踏まえた内容となっております。</p> <p>いただいたご提案も参考に、全ての若者が充実した生活を送ることができるよう、若者支援施策を推進してまいります。</p>
14	<p>第2章 計画の基本理念・基本目標</p> <p>第4章 主要項目及びその方向性</p>	<p>(4) 本「計画」において、下記A～Dの横断的な重点テーマを設けていただきたい。</p> <p>A子どもや若者の権利と貧困対策（教育・医療・生活支援を一体化し、世代を超えて再貧困を防止）</p> <p>Bジェンダー平等と多様性（LGBTQ+支援、若い女性のキャリア・安全・健康支援を拡充等）</p> <p>Cデジタルと若者支援（SNS相談・メタバース交流・デジタル就労支援の活用等）</p> <p>D災害・防災・レジリエンス教育（地域の若者ボランティア育成と災害時支援人材の確保等）</p>	<p>本計画は、本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の一つである「子育て支援計画」に内包され、「地域福祉保健計画」の総論で掲げた基本理念及び基本目標を、本計画の基本理念・基本目標として掲載しております。</p> <p>本計画の策定に当たっては、「若者の生活と意識に関する調査」の結果をもとに、庁内や文京区地域福祉推進協議会等での議論を経ており、この過程には、学識経験者や公募区民委員のほか、若者支援に携わる団体の代表者にも参加いただき、様々な意見を集約しながら進めております。また、若者自身との直接的な意見交換を実施するなど、本区に住む若者の声を踏まえた内容となっております。</p> <p>いただいたご提案も参考に、全ての若者が充実した生活を送ることができるよう、若者支援施策を推進してまいります。</p>
15	<p>第4章 主要項目及びその方向性</p> <p>第5章 計画の体系・計画事業 (主要項目3-方向性2 社会参画と居場所づくり)</p>	<p>基本的な視点として「若者の意見表明機会の確保」を挙げているが、具体的にどのような手法を考えていますか。主要項目3の「社会参画と居場所づくり」がこの視点の反映先になるのかなと思いますが、意見表明機会につながる事業がなかったように思えます。</p> <p>若者が意見表明しやすいような情報提供と、表明できる場所の確保に関する具体的な施策を取り入れて欲しいです。少なくとも若者計画については、若者向けに読みやすいUIで情報をまとめたページを作成し、具体的な意見募集をオンライン上で行うなどして欲しいと感じています。</p>	<p>「若者の意見表明機会の確保」は、若者支援施策全体に共通する考え方として基本的な視点の一つに位置付けており、若者自らが声を発し社会に関わる機会を広げられるよう、多様な意見表明の場の確保やアンケートの活用等により、意見を伝えやすい仕組みの整備を進めてまいります。</p> <p>また、意見表明機会につながる取組については、庁内で新たな施策の検討を進めており、取りまとめ後に公表いたします。</p> <p>本計画の策定に当たっては、「若者の生活と意識に関する調査」に加え、対面及びオンラインによる意見交換会等を通じて若者への意見聴取を実施したほか、その周知についても、SNS広告を活用してきたところです。</p> <p>今後も、若者に分かりやすい情報提供の方法や、意見を表明しやすい環境づくりについて検討を重ね、若者の声を施策に反映できるよう取り組んでまいります。</p>

番号	関連する項目	ご意見【原則原文のとおり】	区の見解
16	第4章 主要項目及びその方向性	<p>②文京区の計画（中間のまとめ）は「若者（19～39歳）」に焦点を絞ったものであるとは言え、「子ども期」～「若者期」を通じた一貫支援という点で見ると他の自治体に後れを取っているように思われます。</p> <p>■比較1＝江戸川区の「未来を支える江戸川子どもプラン」は、子ども期から若者期までを通じた支援を「総合的に」進める計画であり、「子どもと若者、関係者の声を聴く取り組み」を策定過程で重視しています。</p> <p>■比較2＝港区の「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」は、幼児期から子育て期、そして若者期までをつなぐ「切れ目のない支援」を目指し、複数の法律（子ども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子ども・若者育成支援推進法等）を横断的に織り込んでいます。</p> <p>■比較3＝世田谷区の「世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）」は、妊娠期～乳幼児期～学童期～思春期～若者期まで、人生の各段階に応じた支援を“切れ目なく”展開する10年計画で、「子どもの権利条例」にも裏付けられた総合性を特徴としています。</p> <p>現状の文京区の計画（中間のまとめ）は、子ども期～若者期を通じた支援の「切れ目のなさ」の面で他区に後れを取り、「子育て支援計画に内包」という形で若者計画を位置づけているものの、幼児～児童～思春期～若者期までの包括的な人生段階プランとしては手薄と言わざるを得ません。</p> <p>そこで「子育て支援計画」＋「若者計画」だけでなく、「子ども・若者総合計画」として、妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期からつなぐ包括的な枠組みを明確に示し、将来的には子ども期支援も連動する長期的な総合プランを策定するようにしていただきたい。</p> <p>もし、しない／できない／したくないということであれば、その理由を区民に丁寧に説明し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>本計画は、子ども・若者育成支援推進法等に基づく若者育成支援に係る計画であり、本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の一つである「子育て支援計画」に内包されます。これにより、庁内の複数の部署や関係機関が連携し、妊娠・出産から若年世代までの様々なライフステージに向けた切れ目ない総合的な支援を行ってまいります。</p> <p>なお、計画の名称については、今後検討してまいります。</p>
17	第4章 主要項目及びその方向性	<p>⑥文京区の計画（中間のまとめ）は支援内容の面で限定的であり、抽象レベルに留まっていると言わざるを得ません。「中間のまとめ」を読む限り、「ライフデザイン支援」「自立支援」「自己実現の機会づくり」を柱とし、具体的な施策内容（教育、労働、住まい、メンタルヘルス、子育て、貧困対策など）の言及があるものの、最大限の幅で捉えて網羅的にしているかと言えば、必ずしもそうはなっておらず、他区のような「子ども」～「若者」向けの多層支援メニューほどは充実していません。文京区においても「就労支援・相談」「キャリア支援・相談」「住まい支援・相談」「メンタル支援・相談」「子育て支援・相談」「子育て予備層支援・相談」など、ライフステージと多様なニーズ別に支援メニューを細分してキメ細く丁寧に対応し、さらには子ども・若者の権利保障、貧困対策、社会参加支援を充実・強化して明確に打ち出していきたい。もし、しない／できない／したくないということであれば、その理由を区民に丁寧に説明し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>本計画では、若者支援の主要項目を「充実したライフデザインの支援」、「社会的自立への援助」、「自己実現の機会づくり」と位置づけており、あらゆる立場の若者がいずれかの主要項目に該当するよう整理しております。</p> <p>また、本計画を内包する子育て支援計画と整合を図ることで、ライフステージごとに切れ目のない支援を提供するとともに、主要項目ごとに定めた方向性に基づき、全ての若者が充実した生活を送ることができるよう、若者支援施策を推進してまいります。</p>
18	第4章 主要項目及びその方向性	<p>⑦家族支援を巡り、葛飾区の事例を参考に「若者を支える家族への相談・支援体制の整備」を盛り込んでいただきたい。もし、しない／できない／したくないということであれば、その理由を区民に丁寧に説明し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>本計画では、基本的な視点の一つとして「包括的な支援体制の強化（重層的支援体制整備の推進）」を掲げております。</p> <p>この視点に基づき、各事業を通じて、若者本人だけでなく、その家族を含めた包括的な支援を推進してまいります。</p>
19	第4章 主要項目及びその方向性	<p>⑧デジタル活用やICT支援を巡り、港区の事例を参考に「若者支援施策のデジタル化・ICT活用による効率化と情報発信強化」を盛り込んでいただきたい。もし、しない／できない／したくないということであれば、その理由を区民に丁寧に説明し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>本計画では、基本的な視点の一つとして「行政手続のデジタル化とDXの推進」を掲げております。</p> <p>この視点に基づき、全ての若者が充実した生活を送ることができるよう、若者支援施策を推進してまいります。</p>
20	第5章 計画の体系・計画事業 (主要項目1-方向性1 理想の ライフプランとワーク・ライフ・ バランスの実現)	<p>②「中間のまとめ」において、単に「相談体制の整備」としているところは、港区・品川区の事例を参考に、「相談体制の整備に加え、オンライン相談窓口や多言語対応を導入」と修正していただきたい。もし、しない／できない／したくないということであれば、その理由を区民に丁寧に説明し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>本計画では、基本的な視点の一つとして「行政手続のデジタル化とDXの推進」を掲げております。また、各事業においても、多言語対応をするなど、具体的施策を実施しております。</p> <p>今後も、全ての若者が充実した生活を送ることができるよう、若者支援施策を推進してまいります。</p>

番号	関連する項目	ご意見【原則原文のとおり】	区の見解
21	<p>第5章 計画の体系・計画事業 (主要項目1-方向性2 健康とスポーツによる生活の質の向上)</p>	<p>1. 意見提出の趣旨 文京区が策定を進めている「(仮称)文京区若者計画」は、19歳から39歳までの若者を対象に、若者を取り巻く環境や多様化するニーズを踏まえ、今後4年間における若者支援施策の方向性を示す重要な計画であり、その意義は大きいと考えます。</p> <p>一方で、「中間のまとめ」においては、香害や化学物質過敏症のある子ども・若者への配慮に関する記載が見当たらず、現実に存在する深刻な困難が十分に反映されていないのではないかと懸念します。</p> <p>香害や化学物質過敏症は、学び、就労、社会参加といった若者期の重要な機会を奪いかねない問題であり、若者支援施策の中で正面から位置づける必要があると考え、以下の意見を提出します。</p> <p>2. 香害・化学物質過敏症が若者に与える影響について 近年、市販の合成洗剤や柔軟剤等日用品に、香料などの成分をマイクロカプセル等に封入して徐放する技術が広く用いられるようになりました。その結果、香料が長時間・広範囲に拡散し、微量でも体調不良を引き起こす人が増えています。特に子どもや若者においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校に通うことができない ・教室や公共施設に近づけず、必要な支援を受けることもできない ・アルバイトや就職、職場定着が困難になる <p>といった形で、学習機会や就業機会そのものを失う事例が生じています。</p> <p>日本臨床環境医学会および室内環境学会が2024年度に実施した全国調査では、小中学生の8.3%が柔軟剤等の香料を原因として体調不良を経験し、そのうち約4人に1人が登園・登校を嫌がっていたこと、学年が上がるほど体調不良経験者の割合が増加し、小中学生全体では1割を超えることが報告されています。</p> <p>これらの状況は、若者の自己肯定感の低下や孤立、進学・就労の断念にもつながりかねず、若者支援の観点から看過できない課題であると考えます。</p> <p>3. 若者計画との関係性について 本計画は、「地域福祉保健計画」の分野別計画である「子育て支援計画」に内包され、若者の健やかな成長や自立、社会参加を支えることを目的としています。</p> <p>しかし、香害や化学物質過敏症への配慮が欠けた環境では、居場所づくり事業に参加できない、相談窓口や支援機関を利用できない、就労支援や社会参加の機会にアクセスできない、といった状況が生じ、「支援があっても利用できない」若者が取り残されるおそれがあります。</p> <p>これは、若者計画が掲げる「誰一人取り残さない支援」の理念とも整合しないものと考えます。</p> <p>4. 計画への具体的な意見・要望 以上を踏まえ、「(仮称)文京区若者計画(令和8年度～11年度)中間のまとめ」に、以下の視点を反映することを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香害・化学物質過敏症を、若者の学び・就労・社会参加を妨げる要因の一つとして明記すること ・若者支援施策の検討にあたり、環境要因による健康被害や困難を抱える若者の存在を前提とすること ・若者向け施設、居場所、相談支援の場において、香料や化学物質への配慮、無香料・低化学物質環境の検討、利用に当たっての合理的配慮を検討すること、学校・就労・地域生活の各段階において、香害や化学物質過敏症に関する理解促進や情報提供を進めること <p>5. おわりに 香害や化学物質過敏症への配慮は、特定の若者だけの問題ではなく、誰もが当事者になり得る健康・環境問題であり、若者の可能性を守るための基盤的な課題です。</p> <p>文京区が進める若者計画が、多様な困難を抱える若者一人ひとりに寄り添い、真に「生きづらさを抱えた若者を支える計画」となるよう、本計画において香害・化学物質過敏症への視点を位置づけることを強く要望します。</p>	<p>本計画は、子ども・若者育成支援推進法等に基づき、若者支援施策の方向性や取組を整理し、お示しするものです。そのため、若者に限らず全ての年代における共通の課題については、本計画に掲載しないものとしております。</p> <p>化学物質過敏症については、化学物質との因果関係や発生のメカニズムがまだ解明されていない点も多いため、国や都の動向を注視し情報収集に努めるとともに、今後の研究課題とさせていただきます。</p> <p>なお、香りへの配慮については、区ホームページに掲載し、周知・啓発に努めているところであります。</p> <p>今後も、多様な課題を抱える若者が充実した生活を送ることができる社会の実現に向け、若者支援施策を推進してまいります。</p>
22	<p>第5章 計画の体系・計画事業 (主要項目2-方向性1 社会的孤立の予防と心理的支援)</p>	<p>グループホームの増設について 相談センターや就労支援はあるが、グループホームについては、記述が無い。知的障害者が、死ぬまで文京区で安心して暮らせるように、グループホームを増設すべきである。湯島センターの建替え時には、グループホームを合築する事。又、遊休区有地にも、小規模なグループホームを建てる事。運営は、部外委託で、構わない。</p>	<p>区としては、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現に向けた取組を進めていくことが重要であると考えております。「障害者・児計画」におきましても、障害者が自らの望む地域で自立した生活を営むための基盤整備として、「グループホームの拡充」を計画事業として掲げております。当該計画に基づき、拡充した施設整備費補助制度の周知を図っていくことにより、社会福祉法人等民間事業者による施設整備を促進してまいります。</p> <p>また、湯島総合センターの建替えについては、現行の機能を基本としつつ、新たな機能を整備する方向で、多様なご意見を伺いながら、区として全庁的な検討を行い、「湯島総合センターの整備方針」を策定しました。この方針において、新規機能の整備の一つとして、「障害者ショートステイ(短期入所)」を計画しております。</p>
23	<p>第5章 計画の体系・計画事業 (主要項目2-方向性1 社会的孤立の予防と心理的支援)</p>	<p>⑥ひきこもり・不登校支援を巡り、葛飾区の事例を参考に「ひきこもり・不登校の若者への個別支援プログラムの導入」を盛り込んでいただきたい。もし、しない/できない/したくないということであれば、その理由を区民に丁寧に説明し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>本計画では、ひきこもりを含む多様な背景をもつ若者への支援について、主要項目2の方向性1「社会的孤立の予防と心理的支援」にて掲げております。</p> <p>この方向性に基づき、全ての若者が充実した生活を送ることができるよう、若者支援施策を推進してまいります。</p> <p>なお、本計画にも記載のとおり、本区では、ひきこもり当事者やそのご家族を対象に、「ひきこもり等自立支援事業(STEP事業)」を実施しております。本事業では、ひきこもりに関するご相談から、居場所の提供、社会参加に向けたプログラムまでを段階的に実施し、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな相談支援を行っております。</p>

番号	関連する項目	ご意見【原則原文のとおり】	区の見解
24	第5章 計画の体系・計画事業 (主要項目2-方向性1 社会的 孤立の予防と心理的支援) (主要項目3-方向性2 社会参 画と居場所づくり)	③「中間のまとめ」において「居場所づくりの推進」としているところは、品川区の事例を参考に「居場所づくりの推進」とともに、メンタルヘルス支援、交流拠点の充実を図る」と修正していただきたい。もし、しない／できない／したくないということであれば、その理由を区民に丁寧に説明し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	本計画では、若者の居場所づくりや心理的支援について、主要項目2の方向性1「社会的孤立の予防と心理的支援」及び主要項目3の方向性2「社会参画と居場所づくり」にて掲げております。 これらの方向性に基づき、全ての若者が充実した生活を送ることができるよう、若者支援施策を推進してまいります。
25	第5章 計画の体系・計画事業 (主要項目2-方向性2 経済的 自立の支援)	経済的自立の支援について 高校・大学のみならず専門学校など各種学校等にも門戸を最大限広げて奨学金制度を創設する。一部給付型として文京区へのイメージを良くする。また、短期、簡易なアルバイトの紹介を行い、地元で働ける場所をすぐに見つけられるようにしてあげる。	現時点では専門学校向けに区独自の奨学金制度等を創設する予定はありませんが、いただいたご意見は、関係部署とも共有し、今後の政策立案の参考とさせていただきます。 また、区内におけるアルバイト等の求人情報については、ハローワーク飯田橋の相談窓口やホームページにおいて紹介をしております。引き続き、ハローワーク飯田橋と連携し、求人情報の紹介や職業相談を行ってまいります。
26	第5章 計画の体系・計画事業 (主要項目2-方向性2 経済的 自立の支援)	区政をいつもありがとうございます。若者計画に際し、投書させていただきます。近年発達障害の子どもは増加の一途を辿っております。18歳までは公共のサポートが色々と充実するようになって参りましたが、社会人として自立を促す19歳以降のサポートが手薄く、親がなきあとが心配です。発達障害の人は、配慮があれば出来る仕事はたくさんあります。ですが配慮が無いと挫折や孤立してしまい、引きこもりになりがちです。文京区として障害者就労支援の充実の項目に発達障害者への支援の充実を加えていただくことを切に望みます。どうぞよろしくお願いいたします。	文京区障害者就労支援センターでは、障害のある方の一般就労の機会拡大を図り、安心して働けるよう、福祉施設・ハローワーク等関係機関と連携しながら、就労面と生活面の支援を行っており、発達障害のある方の支援も行っております。 手帳所持の有無や年齢、環境など、その方の置かれている状況により支援内容も様々です。で、引き続き、障害者就労に関する情報を収集し発信する地域の障害者就労の拠点としての役割を踏まえ、対象の方に寄り添った丁寧な支援を行ってまいります。
27	第5章 計画の体系・計画事業 (主要項目2-方向性2 経済的 自立の支援) (主要項目3-方向性1 学び直 しとキャリア設計)	社会的自立/自己実現について それぞれの主な取組として書かれていることは、どれも必要なことですが、それらに通底する考えの基本を学ぶ出発点みたいなものが、まずは必要なのではないかと強く思った次第です。楽しく楽に安くではなく、人の困っていることを解決するために見合った収入で社会を改善するという焦点のあて方を考えさせること。	本計画では、第2章で計画の基本理念・基本目標を示しており、また、第4章では計画全体に関わる基本的な視点や主要項目及びその方向性を示しております。 これらに基づき、全ての若者が充実した生活を送ることができる社会の実現に向け、若者支援施策を推進してまいります。
28	第5章 計画の体系・計画事業 (主要項目3-方向性1 学び直 しとキャリア設計)	リカレント教育課程等受講料助成金について 金銭の差で良いクオリティの教育を受けられない家庭に対しての助成金を出せば、メリットは大きいモノだと思う。	区では、リカレント教育課程等受講料助成金において、65歳未満の区民のうち、就労経験のある離職者、非正規雇用者及び個人事業者を対象に、人材の育成や職業能力の習得等につながる教育課程・講座等を受講する際の受講料の一部を助成しております。 なお、現時点では所得に応じた区独自の助成金等を行う予定はありませんが、いただいたご意見は、関係部署とも共有し、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
		<p>文京区が取りまとめた「若者計画・中間のまとめ」を拝見しました。 行政による多様な支援策が丁寧に整理されており、若者の生活を支えるための真摯な姿勢を感じました。これらの施策の多くは継続すべき価値があります。 しかし、現状の少子化の深刻さを踏まえると、従来型の支援だけでは若者の行動決定に十分な影響を与えられない可能性があります。中央政府・地方自治体が長年取り組んできた施策と重なる部分も多く、殆どの施策は失敗だった困難な領域でもあります。 少子化の本質的な要因は、若者が「自分の将来に確信を持ってないこと」です。 結婚・出産・子育ては大きな決断が必要であり、その決断を支えるのは「安定した収入」と「将来の見通し」です。 ここにこそ、文京区が新しい突破口を開く余地があります。 そこで、戦国武将が命がけで到達した成功の条件「時の運・地の利・人の和」を手がかりに、文京区ならではの新しい方向性・具体的取組を提案いたします。</p> <p>■ 1. 時の運（天の時） 近年、一般の人々が日常的に利用できるレベルのAI技術が急速に普及しました。 これはまさに「天の時」であり、今後も長期的に発展し続けることが確実視されています。 AIは特定の職種に限らず、あらゆる分野に応用できる“汎用スキル”です。 若者がAIを使いこなせるようになれば、収入の安定性は大きく高まります。 文京区の若者計画に、このAI技術を積極的に組み込むことを強く提案します。</p> <p>■ 2. 地の利 文京区には、東京大学松尾研究室が提唱する「本郷バレー」構想があります。 最先端のAI研究とスタートアップが集積しつつあるこの地域は、全国でも唯一無二の圧倒的な強みです。 文京区がAI人材育成に取り組むことは、地域の特性と完全に一致します。 他自治体には真似できない独自性を持つ施策となり、若者計画の核となり得ます。</p> <p>■ 3. 人の和 現時点では、文京区の若者と本郷バレーのAI人材との接点は十分ではありません。 若者と研究者・スタートアップ人材等との交流は、信頼性の高い文京区が積極的に動けば「人の和」形成に多少の時間がかかるかも知れませんが成功するでしょう。 これは、文京区が持つ知的資源を若者の未来に直結させるための重要な基盤です。</p> <p>■ 4. 若者が本当に求めているもの： 「将来にわたって食いつぶげれないスキル」</p>	

番号	関連する項目	ご意見【原則原文のとおり】	区の見解
29	<p>第5章 計画の体系・計画事業 (主要項目3-方向性1 学び直しとキャリア設計)</p>	<p>若者が結婚・出産をためらう最大の理由は、「収入の不安定さ」と「将来の見通しの欠如」です。AIスキルは、これらの不安を最も効率的に解消できるスキルです。しかし、ここで重要な原則があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 身銭を切らない学びは、身につかない <p>無料の講座は途中でやめても痛みがありません。自分の意思で投資した学びこそ、人生を変える力を持ちます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 親の金は身銭ではない <p>真にスキルを身に付けるためには、自分で自分自身に投資する決断が不可欠です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● しかし、お金がない若者もいる <p>そのために、文京区は「未来の稼ぐ力」を担保にしたローン型奨学金を惜しみなく提供すべきです。AIスキルを身につけた後に返済すればよい。これは若者の自立と公平性を両立する仕組みです。</p> <p>■ 5. 文京区AI学習塾とAIスキル検定制度の創設 文京区の若者が体系的にAIを学び、実力を客観的に証明できる仕組みを提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (1) 文京区AI学習塾 既存の(図書館・区民センター等)の集会施設をフル活用し、若者が段階的にAIスキルを習得できる常設講座を設置します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ AIリテラシー基礎 ・ 職種別AI活用 ・ データサイエンス・AI応用 ・ 本郷バレー企業によるケーススタディ ・ 講師は松尾研究室や本郷バレーの若手研究者の協力をお願いし、ほぼ毎日、高品質な講座を提供する。 ● (2) (英語検定に似た) AIスキル検定制度 若者が努力して身につけたAIスキルを客観的に証明するため、文京区主導で検定・資格制度を創設します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎：AIリテラシー ・ 応用：AI活用スキル ・ 専門：データサイエンス・AI応用 <p>松尾研究室の監修により東大ブランドの権威と信頼性を確保し、企業の採用にも活用できる資格になります。</p> <p>■ 6. この施策は「本物の少子化対策」になる AIスキルを身につけた若者は、収入が安定し、将来への見通しを持てます。これは結婚・出産の意思決定に直接影響します。つまり、AI人材育成は、若者の経済的自立を支え、結果として少子化対策にもなる。「若者計画」中間まとめの6の「方向性」と親和性もあり、文京区子供家庭部子育て支援課が本来目指していた目的を、より強力に達成する施策となり得ます。</p> <p>■ 7. 文京区の未来像 この取り組みが進めば、文京区は次のように変わります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 若者がAIを日常的に使いこなす ・ 区役所職員もAIを使いこなし、行政サービスが向上 ・ 「文京区に行けばAIを学べる」という評価が全国に広がる ・ AI検定が若者の就職・転職を後押し ・ 若者の収入が上がり、結婚・出産のハードルが下がる ・ 「AI王国」として文京区に、全国から視察が来る これは、文京区が設定した令和8～11年の4年間で十分に実現可能です。</p> <p>■ 結語 文京区の若者計画は、若者の生活を支える重要な取り組みです。しかし、少子化という国家的課題に対しては、従来型の施策だけでは限界があります。文京区には、AIという「天の時」、本郷バレーという「地の利」、そして若者と研究者をつなぐ「人の和」を育てる力があります。これらを結びつけることで、文京区は若者の未来を切り開く“先進自治体”になれます。本提案が、文京区の若者計画を若者の人生を本当に変える施策へと進化させる一助となれば幸いです。</p>	<p>若者が将来の見通しを持てるよう、学び直しや就労につながる力を高めることは重要であると認識しており、区ではこれまで、主要項目3の方向性1「学び直しとキャリア設計」で掲げるAIに関する取組等を実施してまいりました。現時点では、AI学習の場の整備や検定制度の導入等を行う予定はありませんが、AIをはじめとするICT技術の動向を注視するとともに、いただいたご意見は、関係部署とも共有し、今後の政策立案の参考とさせていただきます。</p>

番号	関連する項目	ご意見【原則原文のとおり】	区の見解
30	第5章 計画の体系・計画事業 (主要項目3-方向性1 学び直しとキャリア設計)	④「中間のまとめ」において、「教育・就労支援」としているところは、杉並区や港区の事例を参考に、「教育・就労支援に、キャリア教育・グローバル人材育成プログラムを追加」と修正していただきたい。もし、しない／できない／したくないということであれば、その理由を区民に丁寧に説明し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	本計画では、キャリア教育について、主要項目3の方向性1「学び直しとキャリア設計」にて掲げております。 この方向性に基づき、全ての若者が充実した生活を送ることができるよう、若者支援施策を推進してまいります。
31	第5章 計画の体系・計画事業 (主要項目3-方向性2 社会参画と居場所づくり)	地域の支え合い体制づくりについて 文京区には、近頃、かなり高層の個別（ワンルーム）らしいマンションの建設が後をたちません。マンションでは自治会は全てで機能すべきでしょう。隣人でも顔も名前も知らないまま何年も過ごすということのないよう、又、住居人の困り事や相談が気軽に話し合える空間が必要だと思います。人柄を分かり合い、話ができるということは、相手のことを理解して、気持ちよく生活する上で大切。生活の質を向上させ、人間関係や世の中を見る目の変化や拡大につながります。若者の流入は、よい面もありますが、区独自の大切にしたいこと、困りごとへの規制、ルール作りも大切だと思いますので、その辺をしっかりと対応できる政策をお願いしたい。区の将来に責任をもった対応を！	区では、中高層新築マンションの建設事業者との協議において、町会・自治会との窓口となる事業者側の担当者の連絡先を提供してもらい、その情報を地域活動センターから該当町会等に情報提供する取組を実施しております。 また、地域コミュニティの核となる町会・自治会に対して、様々な支援を行い、地域活動の活性化を図っているところです。 引き続き、中高層マンション住民を含む町会未加入の地域の住民が、町会活動への参加に繋がると、地域コミュニティ活性化の支援を行ってまいります。
32	第5章 計画の体系・計画事業 (主要項目3-方向性2 社会参画と居場所づくり)	⑦文京区の計画（中間のまとめ）は若年層以外の世代との連携・地域共生の視点で弱い面が否めず、理念として「協働」「地域共生」を掲げているものの、若者だけでなく高齢者、子育て世代、地域住民を含めた「世代間連携」「地域間連携」の中長期構造をもっとわかりやすく打ち出していきたい。 例えば地域住民＋高齢者＋子育て世代＋若者＋子どもなど、複数世代による「地域共生ビジョン」を盛り込んだり、多世代交流や世代間支援ネットワークなどの多種多様な枠組みをもっと計画に入れたい。もし、しない／できない／したくないということであれば、その理由を区民に丁寧に説明し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	本計画では、多世代交流や地域活動を通じたつながりの形成について、主要項目3の方向性2「社会参画と居場所づくり」に位置付けております。 また、地域共生や世代間連携の基本的な考え方は、本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」において基本理念及び基本目標として示しており、その基本理念等を踏まえ、全ての若者が充実した生活を送ることができるよう、若者支援施策を推進してまいります。
33	第5章 計画の体系・計画事業 (主要項目3-方向性2 社会参画と居場所づくり)	⑤「中間のまとめ」において、「地域との連携」とあるところは、東京都小平市や世田谷区の事例を参考に、「地域との連携に加え、若者参画促進のための意見聴取・参加型ワークショップを開催」と修正していただきたい。もし、しない／できない／したくないということであれば、その理由を区民に丁寧に説明し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	本計画では、意見表明及び社会参画の機会の提供について、基本的な視点の一つとして「若者の意見表明機会の確保」や主要項目3の方向性2「社会参画と居場所づくり」にて掲げております。 この視点や方向性に基づき、全ての若者が充実した生活を送ることができるよう、若者支援施策を推進してまいります。
34	その他	・1人目を出産し、去年は1年間育休を取らせていただきました。 その間は家の近くの子育て広場「まちぶら」に通い、その職員の方にとってもお世話になりました。 1人目で育児が思うようにいかないときは相談に乗っていただいたり、ただ日々の何気ない話を聞いていただいたり、いつでもとても親身になって接してくださり、とても楽しく育児ができたと思います。 自分も生まれた時から文京区で過ごしてきましたが、この「まちぶら」があることで自分の子どもこの場所で育てたいと、心から思いました。 文京区内や区外の他の子育て広場も多く行きました。多くの子育て広場は子どもを主体としたものが多いと思いますが「まちぶら」では親のことまで考えて、心地よく過ごさせてくれる雰囲気を感じました。今までにない素敵な子育て広場だと思います。 ここで子育てができることに感謝したいと思います。 ・私立保育園に勤めていますが、良くも悪くも保護者の意見をなんでも取り入れるのに疑問を感じています。 多様性を求められている時代なのである程度の受け入れは必要だと感じていますし、私立の園は園長判断のものが多いとも思います。しかし前提として現場の保育者の人数は足りなくかなり厳しい環境です。 その環境の中で保護者の意見を受け入れすぎるのは現場で働いている保育者にとって、かなりの負担となっています。 現場で働いている人は保育の仕事は好き、子どもは好きと言う人が多いと思いますが、その気持ちだけでは今の保育は現場の状況では続けていけないと思います。	地域子育て支援拠点「こそだて応援まちぶら」をご利用いただき、誠にありがとうございます。 今後とも、よりよい施設運営に努めてまいります。 私立園の運営方針については、各保育運営事業者が最終的には決定するところであり、区で運営方針を決定することはできませんが、区の指導や検査の際に、いただいたご意見を踏まえて、保育運営事業者に助言等することに対応してまいります。

(仮称) 文京若者計画 (中間のまとめ) 区民説明会でのご意見について

1 区民説明会の概要

件 名	(仮称) 文京区若者計画 (中間のまとめ) 区民説明会
日 時	第1回 令和7年12月10日(水) 18:30~20:00 第2回 令和7年12月13日(土) 10:00~11:30
会 場	文京シビックセンター
参加者	計2名

2 区民説明会で寄せられたご意見及び区の見解（4件）

番号	計画の該当箇所	ご意見	区の見解
1	計画全体	<p>若者を 19～39 歳と定義していますが、その中でも学生や働いている単身世帯、子育て世帯など、多様な立場があり、それぞれに異なるニーズがあると考えます。計画では、特にどの層を対象としていますか。</p>	<p>本計画は、すべての若者を対象としています。計画の三つの主要項目を(1)充実したライフデザインの支援、(2)社会的自立への援助、(3)自己実現の機会づくりと位置づけており、あらゆる立場の若者がいずれかの主要項目に該当するよう整理しております。若者全員がより充実した生活を送れるよう、対象を限定せずに計画を進めてまいります。</p>
2	計画全体	<p>18～19歳の時期は、高校卒業等をきっかけに各種手当が終了し、支援が途切れやすいといった問題があります。子育て支援計画等を含めて、他の計画との連携についてはどのように考えているのでしょうか。</p>	<p>手当については、一つの例として、住宅費の負担に関して多くのご意見をいただいております。若者調査の結果からも都心部における住宅費高騰が大きな課題であることが明らかになりました。一方で、支援の対象者や、限られた予算の中でどのように事業を実施するかについては、区全体として慎重に判断する必要があり、現時点では住宅など、新たな給付を行う予定はございません。</p> <p>なお、若者調査等を通じて多くの声が寄せられたことにより課題が明確となり、その結果は庁内のすべての部署と共有しております。今後は各種計画を所管している関係部署と連携し、事業をさらに充実させることで、若者支援に取り組んでまいります。</p>

番号	計画の該当箇所	ご意見	区の見解
3	<p style="text-align: center;">第1章 1 計画の目的</p>	<p>計画の目的に「若者が抱える多様な課題や本区特有の傾向を踏まえ」とありますが、文京区特有の傾向とは具体的にどのようなものを指しているのでしょうか。</p>	<p>区特有の傾向として、世帯収入1,000万円以上の高所得層の割合が東京都全体よりも高いことが挙げられます。一方で、世帯収入300万円未満の低所得層の割合は東京都よりも低く、区内在住世帯は相対的に経済的な基盤が安定している傾向にあります。</p> <p>また、自己肯定感に関する質問では、「自分には自分らしさというものがあると思う」や「今の自分が好きだ」と回答する割合が国の調査結果よりも高くなっています。</p> <p>そのほか、現在の不安や悩みごととして、区では「仕事」が2番目に多く挙げられていますが、国の調査では仕事に関連する内容は上位に挙げられていないという特徴があります。</p>
4	<p style="text-align: center;">第4章 主要項目2 社会的自立への援助</p>	<p>文京区は経済的に困難な状況にある人が少なく、子どもの貧困や若者の経済的自立に関連する事業を推進するのが難しいイメージがあります。経済的な困難を抱える子どもや若者に対して、どのような支援を進めていくのでしょうか。</p>	<p>子どもの貧困については、子育て支援計画に「子どもの貧困対策計画」を内包しており、当該計画に基づき各計画事業を推進してまいります。</p> <p>また、若者の貧困や自立支援については、若者計画の主要項目の一つである「社会的自立への援助」が該当します。具体的には、ヤングケアラー支援やひきこもり支援等の事業を実施しており、これらを第4章の方向性に基づき必要に応じて拡充していくことで、困難を抱える若者に対する支援を進めてまいります。</p>

若者計画(令和8～令和11年度) 主な変更点一覧

【別紙2】

若者計画(中間のまとめ)からの主な変更点は、以下のとおりです。

No	ページ	章	変更項目	変更内容
1	P20	第1章	1 計画の目的	若者の定義及び組織体制について、文言を一部変更しました。
2	P32	第3章	1-(1)-イ 世帯類型の推移(図表3-4)	図表を一部変更しました(積み上げ棒グラフの合計値を追記)。
3	P33		1-(1)-ウ 人口推計(図表3-5)	一部図表、文言及び資料名を変更しました。
4	P34		2-(1)-ア 合計特殊出生率及び出生数等の推移(図表3-6及び図表3-7)	図表を最新版へ変更しました(令和6年の数値を追記)。
5	P36		2-(1)-イ 年齢層別未婚率の推移及び婚姻数の推移(図表3-10)	図表を最新版へ変更しました(令和6年の数値を追記)。
6	P58		第4章	基本的な視点 3 持続可能で豊かな地域社会の構築
7	P59	主要項目1-方向性1 理想のライフプランとワーク・ライフ・バランスの実現		文言を一部変更しました。
8		第5章	各事業の担当課	令和8年度からの組織名に変更しました。
9	P69		1-1-6 ダイバーシティ推進事業 (2-1-14再掲)	SOGIの訳を変更しました。
10	P70		1-1-10 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	事業名を子育て支援事業計画名の記載に併せて変更しました。
11	P72		1-1-16 障害者・児の介護支援の推進	事業概要を一部変更しました。
12	P73		1-1-18 放課後の児童の居場所	事業概要を一部変更しました。
13	P73		1-1-20 若者の居場所事業「Bunkyo Night Youth Lounge」 (2-1-15・3-2-17再掲)	新たに事業を追加しました。
14	P75		1-2-6 若年層向け健康事業	事業名、事業概要及び担当を変更しました。
15	P77		1-2-11 スポーツ交流ひろばの充実	事業概要を一部変更しました。
16	P78		2-1-1 重層的支援体制整備事業(ぶんきょうチームでまるごと支援) (3-2-4再掲)	事業概要を一部変更しました。
17	P86		3-1-3 文化芸術活動の推進	新たに事業を追加しました。
18	P91		3-2-12 ボランティア活動への支援	事業概要を一部変更しました。

ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画

－子育て支援計画－

若者計画

令和8年度～令和11年度

最終案

第1章	計画策定の考え方.....	1
1	計画の目的.....	3
2	計画の性格・構成.....	4
3	計画の期間.....	5
4	計画の進行管理.....	5
第2章	計画の基本理念・基本目標.....	7
1	基本理念.....	9
2	基本目標.....	10
第3章	若者の現状.....	11
1	人口等の推移・推計.....	13
2	若者の生活基盤を取り巻く状況.....	17
3	困難を抱える若者を取り巻く状況.....	27
4	若者の自己実現を取り巻く状況.....	33

第4章	主要項目及びその方向性.....	39
	基本的な視点.....	41
	主要項目1 充実したライフデザインの支援.....	42
	主要項目2 社会的自立への援助.....	42
	主要項目3 自己実現の機会づくり.....	43
第5章	計画の体系・計画事業.....	45
	1 計画の体系.....	47
	2 計画事業.....	51
	大項目1 充実したライフデザインの支援.....	51
	大項目2 社会的自立への援助.....	61
	大項目3 自己実現の機会づくり.....	69

第 1 章

計画策定の考え方

1 計画の目的

我が国では、人口減少や少子高齢化、情報化、国際化が急激に進行するなど、若者を取り巻く状況は大きく変化しています。

「子ども・若者育成支援推進法」の施行から 15 年が経過し、教育、福祉、医療、雇用等の関係分野間の連携が進むなど一定の成果を上げてきました。令和 3 年 4 月には、第 3 次「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、政府は、全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指すとともに、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進し、社会全体で子ども・若者の健全育成に取り組むとしています。

一方、生きづらさを抱える若者の課題は、ひきこもりや若年無業者（ニート）、ヤングケアラーなど、複雑化・多様化しており、加えて、新型コロナウイルス感染症の流行等が若者の生活、学び、働き方、人とのつながりに大きな影響を及ぼしたことで、不安や困難を抱える若者の状況は深刻な状態にあります。そのため、これらの課題に対するより包括的な支援が求められています。

文京区では、重層的支援体制整備事業を活用し、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かしつつ、複合化した課題や制度の狭間にあるニーズに対応する包括的な支援体制を強化しているところです。

また、令和 7 年 1 月、初の試みとして区内在住の 19～39 歳の若者全員を対象に、「若者の生活と意識に関する調査」を実施しました。これにより、若者の意見を把握するとともに、若者が抱える多様な課題や本区特有の傾向を明らかにしました。

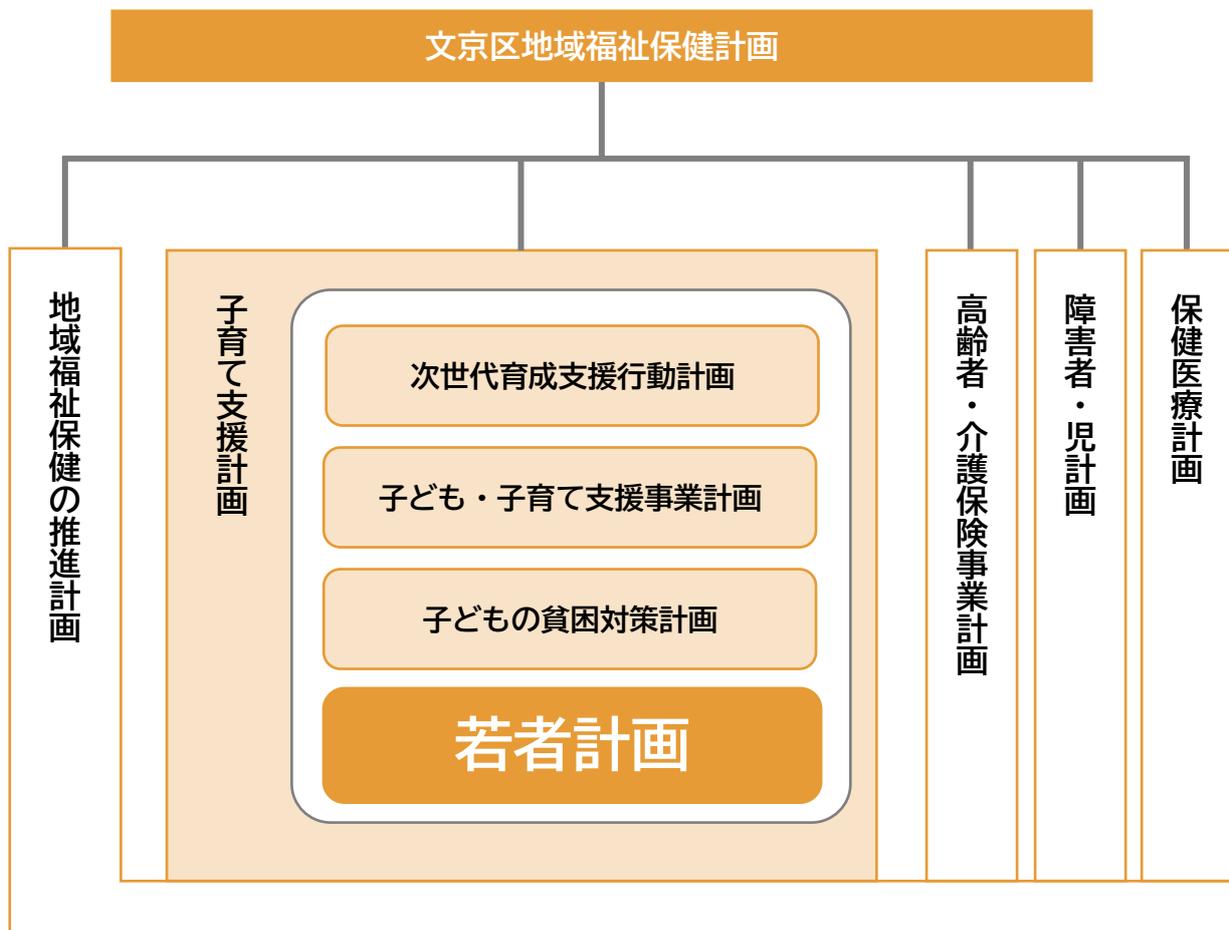
このような状況を踏まえ、文京区では若者への支援を一層強化するため、庁内の組織体制を整備するとともに、「若者計画」（令和 8 年度～11 年度）を策定します。

若者の意見表明機会を確保する視点や包括的な支援体制を強化する視点、持続可能で豊かな地域社会を構築する視点、行政手続きのデジタル化と DX を推進する視点を踏まえ、多角的に若者支援を推進します。これにより、おおむね 19～39 歳の全ての若者が充実した生活を送ることができる社会を目指します。

2 計画の性格・構成

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく、若者育成支援に係る計画であり、本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「文京区地域福祉保健計画」の分野別計画の1つである「子育て支援計画」に内包されます。

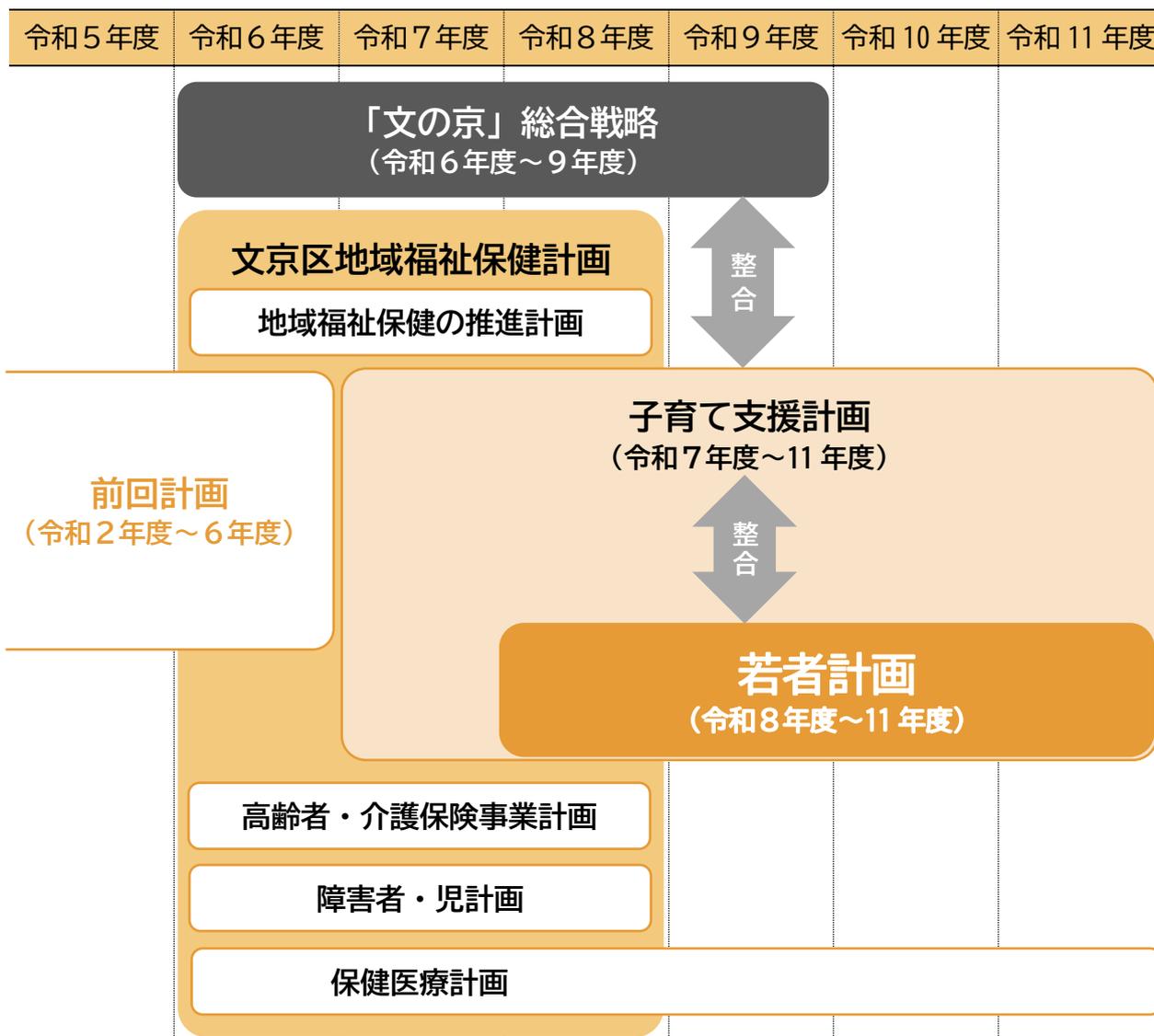
計画の策定に当たっては、「子育て支援計画」との整合を図るとともに、「こども大綱」の理念を十分に勘案した上で実施しています。



3 計画の期間

計画期間は、「子育て支援計画」の終期と合わせ、令和8年度から11年度までの4年間とします。

なお、社会情勢の変化、国や都の動向を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



4 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行っていきます。

第 2 章

計画の基本理念・基本目標

本計画では、文京区地域福祉保健計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づき、若者支援施策を推進していきます。

1 基本理念

○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が活かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション¹やソーシャルインクルージョン²の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ³を推進する地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

○男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

¹ ノーマライゼーション(normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

² ソーシャルインクルージョン(social inclusion) 全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う理念をいう。

³ ダイバーシティ(diversity) 性別(性的指向及び性自認を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

2 基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

第 3 章

若者の現状

【第3章 若者の現状の見方】

本章では、文京区における若者の現状について、各種資料や令和7年1月に実施した「若者の生活と意識に関する調査」から得られたデータをグラフにまとめ、掲載しています。

1 人口等の推移・推計

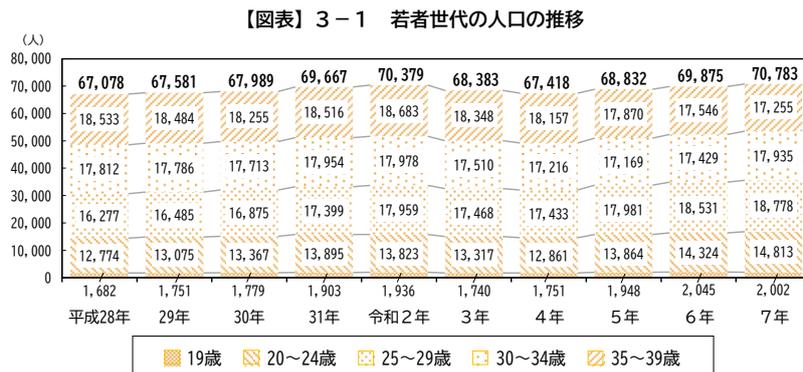
グラフの主な特徴を簡潔に示しています。

(1) 国・都・文京区の統計

ア 若者世代の人口の推移及び総人口との比率推移

若者の人口が過去10年間で最多

文京区の令和7年4月1日現在の若者世代（19～39歳）の人口は70,783人で、総人口に占める割合は30.1%となっています。20～34歳は、ここ数年で緩やかに増加しています。一方で、35～39歳は減少傾向にあります。



【若者の生活と意識に関する調査結果を見る上での注意事項】

本区では、若者の生活や意識に係る現状を把握し、本計画の基礎資料を得ることを目的に調査を実施しました（令和7年1月実施。区内在住の19～39歳に全数調査。有効回収率20.1%）。

その中で、自身・家庭の状況、普段の生活、家族の世話、仕事、社会とのつながりや区に関すること、将来への希望感、結婚・子育て・少子化対策、若者施策等に関する意見について実態を把握しました。

- (1) 本文、表、グラフなどに使われる「n」は、各設問に対する回答者数です。
- (2) 年齢層別などのクロス集計は、無回答があるため合計が全体と一致しないことがあります。
- (3) 百分率（%）の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しました。したがって、単数回答（1つだけ選ぶ設問）においても、四捨五入の影響で、%の合計が100%にならない場合があります。
- (4) 複数回答（2つ以上選んでよい設問）においては、%の合計が100%を超える場合があります。
- (5) 表中の「-」は該当する回答がなかったことを示し、「0.0」は集計結果が四捨五入により小数第2位で0.1未満となったことを示しています。

1 人口等の推移・推計

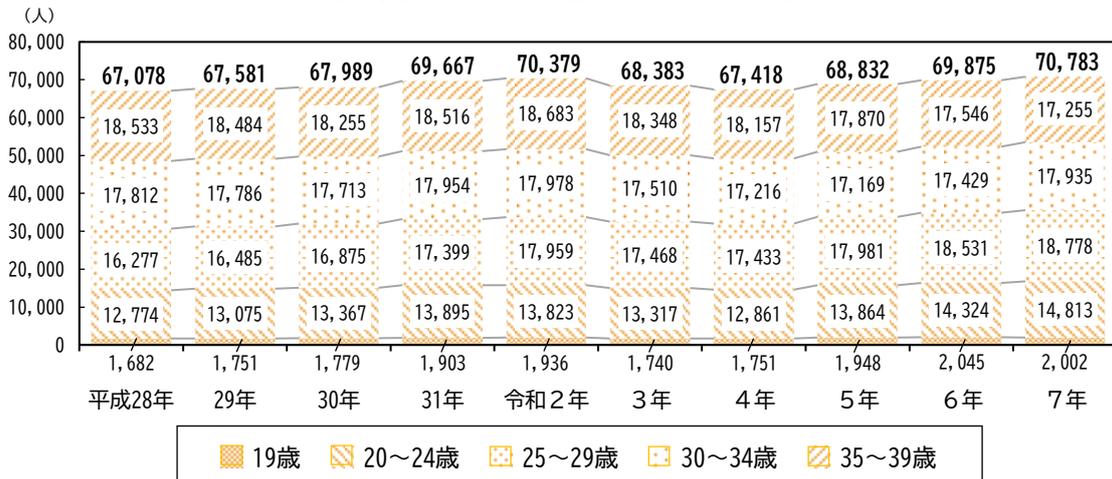
(1) 国・都・文京区の統計

ア 若者世代の人口の推移及び総人口との比率推移

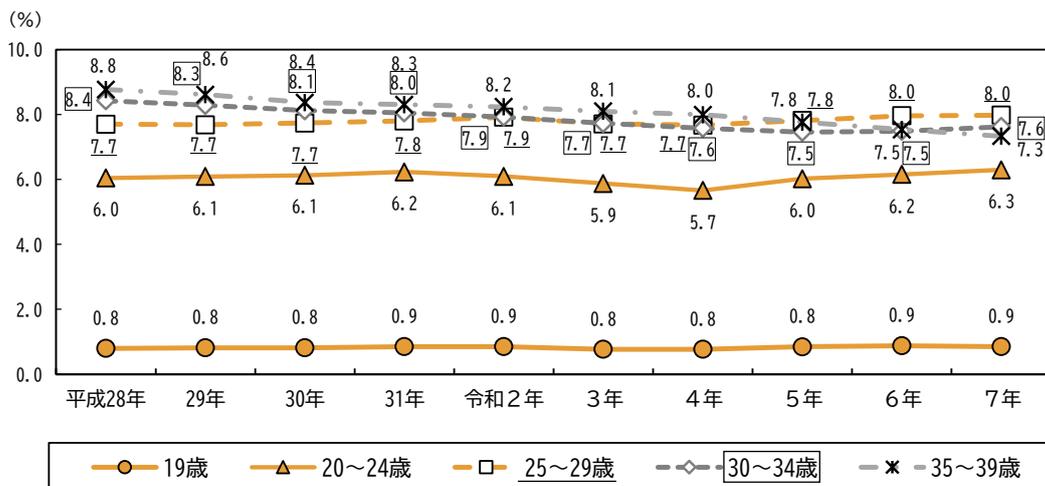
若者の人口が過去10年間で最多

文京区の令和7年4月1日現在の若者世代（19～39歳）の人口は70,783人で、総人口に占める割合は30.1%となっています。20～34歳は、ここ数年で緩やかに増加しています。一方で、35～39歳は減少傾向にあります。

【図表】3-1 若者世代の人口の推移



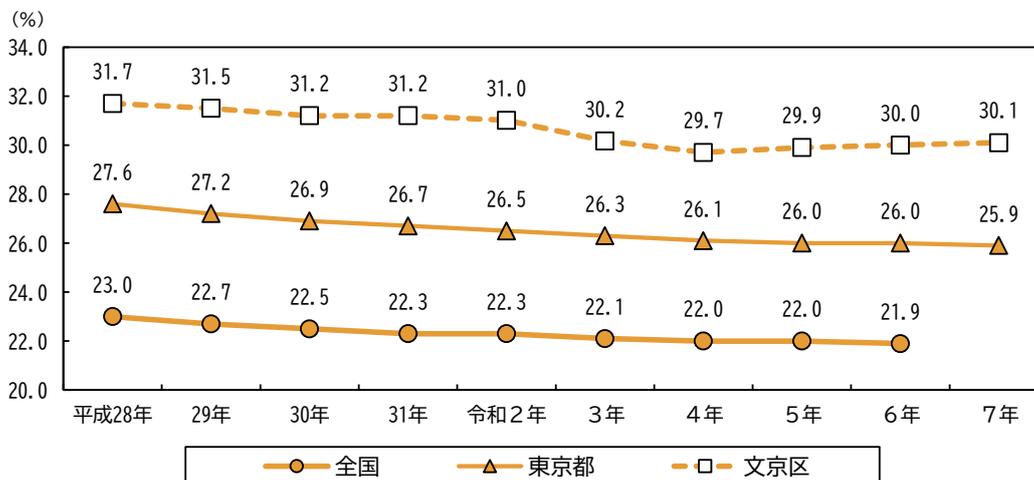
【図表】3-2 若者世代の人口が総人口に占める割合の推移（年齢層別）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

文京区の若者世代の比率は、全国や東京都より高いものの、令和3年以降はほぼ横ばいとなっています。

【図表】3-3 若者世代の人口が総人口に占める割合の推移（国・都・文京区）



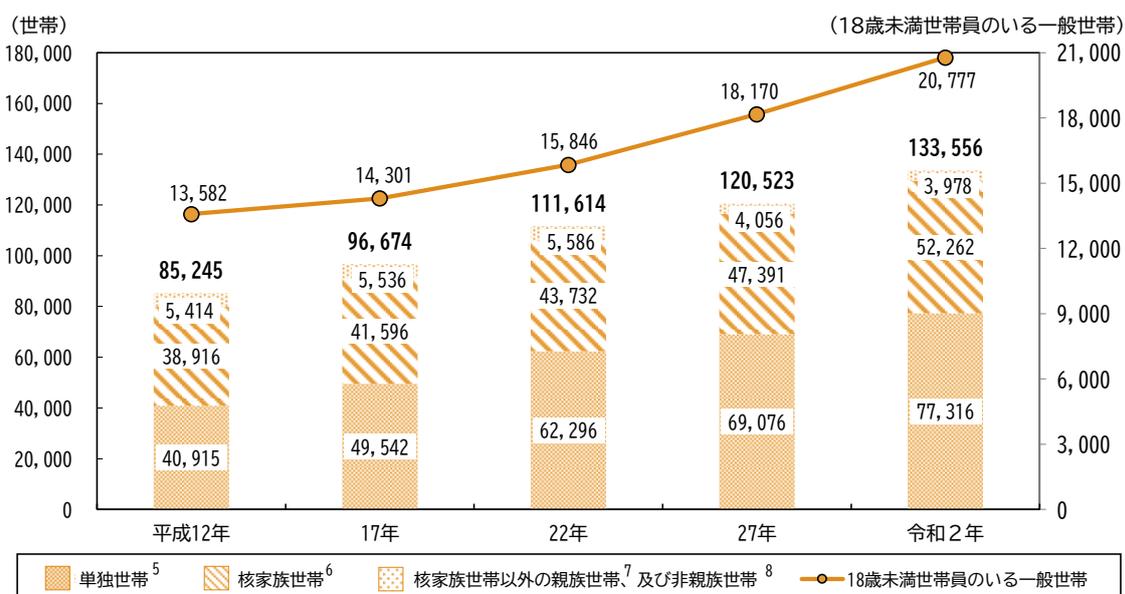
資料：人口動態統計（各年10月1日現在）（全国）
 住民基本台帳（各年1月1日現在）（東京都）
 住民基本台帳（各年4月1日現在）（文京区）

※令和7年の全国の比率については、作成時点において公表資料が未発表であることから、本計画では掲載していません。

イ 世帯類型の推移 単独世帯と核家族世帯の増加

文京区の単独世帯数は、平成12年には約41,000世帯でしたが、令和2年には77,000世帯を超え、一般世帯⁴全体の半数以上を占めています。また、核家族世帯及び18歳未満世帯員のいる一般世帯も平成12年以降増加傾向にあります。

【図表】3-4 世帯類型の推移



資料：国勢調査

4 一般世帯

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

5 単独世帯 世帯人員が一人の世帯

6 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子どもから成る世帯
- (3) 男親と子どもから成る世帯
- (4) 女親と子どもから成る世帯

7 親族世帯 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

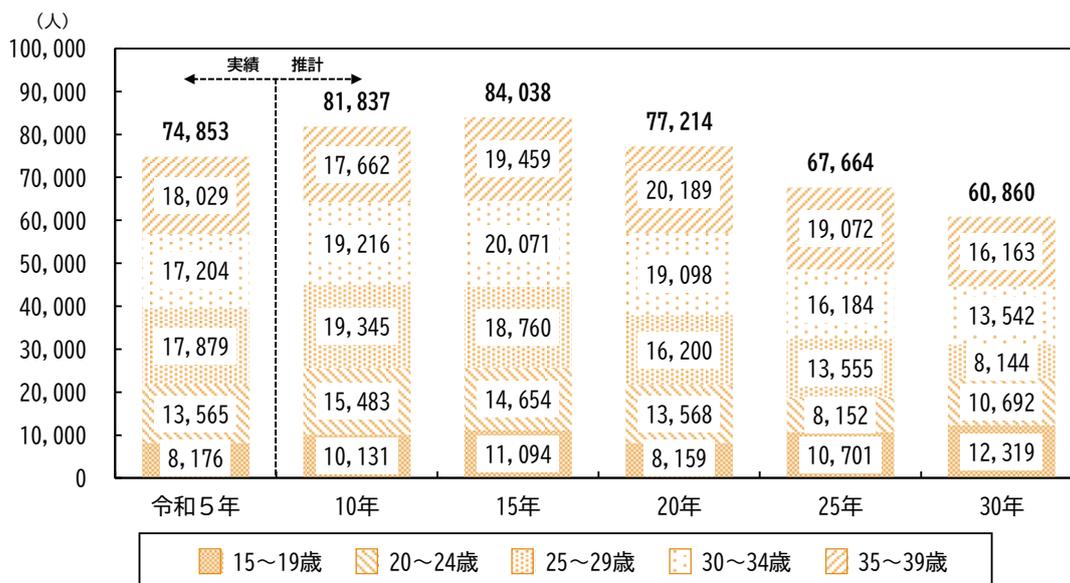
8 非親族世帯 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

ウ 人口推計

令和15年がピークの見込み

「文の京」総合戦略における将来人口推計（区独自推計）によると、15～39歳の令和30年までの人口推計は、令和15年のピークとなるまで増加し、その後減少していくことが見込まれています。

【図表】3-5 人口推計



資料：【令和5年】住民基本台帳（1月1日現在）

【令和10年以降】「文の京」総合戦略（令和6年3月）の推計方法に基づき算出

2 若者の生活基盤を取り巻く状況

(1) 国・都・文京区の統計

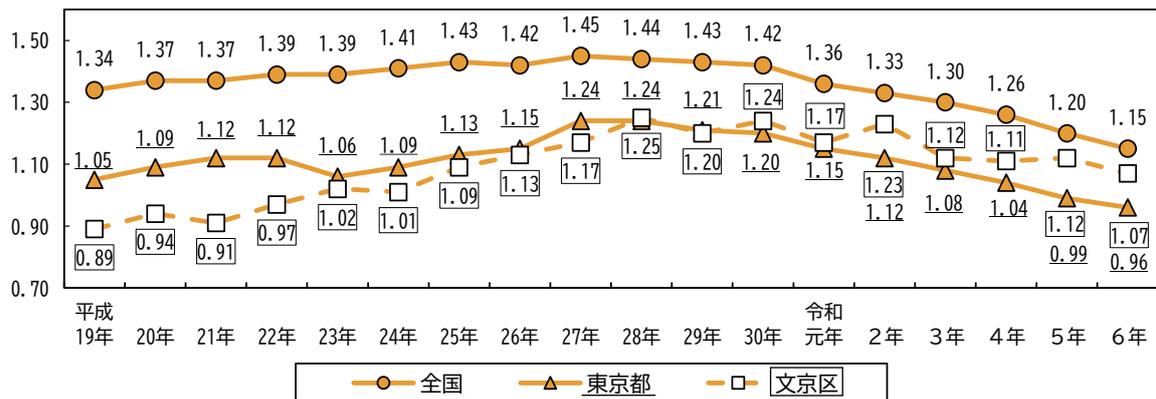
ア 合計特殊出生率及び出生数等の推移

新型コロナ等の影響を受け減少

全国の合計特殊出生率⁹は、平成 24 年以降は 1.40 を超えほぼ横ばいに推移していましたが、近年は減少傾向にあり、令和 6 年は 1.15 となりました。文京区の合計特殊出生率は、全国と比較して低い数値で推移していますが、平成 30 年には東京都を上回り、令和 6 年は 1.07 となっています。

一方、文京区の出生数は、平成 28 年の 2,167 人をピークに増減を繰り返しながら推移していましたが、新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、令和 3 年以降大きく減少し、令和 6 年では 1,796 人となっています。

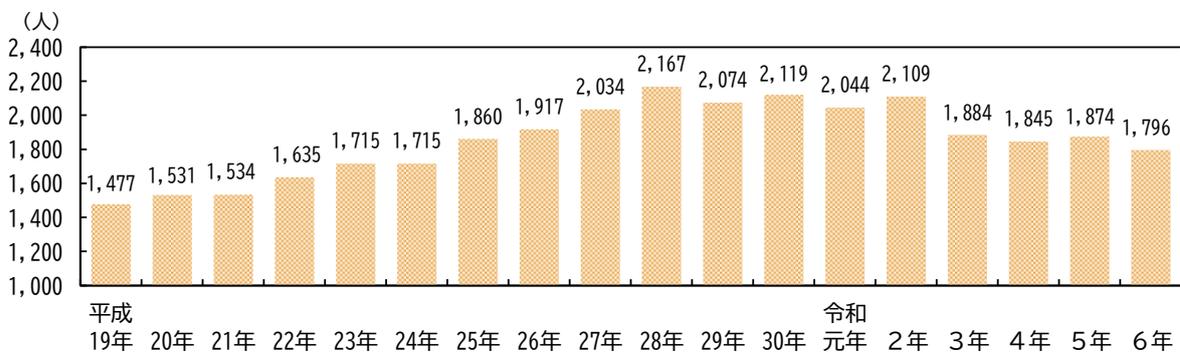
【図表】 3-6 合計特殊出生率の推移



資料：ぶんきょうの保健衛生

令和 6 年は人口動態統計（全国・東京都）、
東京都保健医療局人口動態統計（文京区）

【図表】 3-7 出生数の推移



資料：文京の統計（文京区）

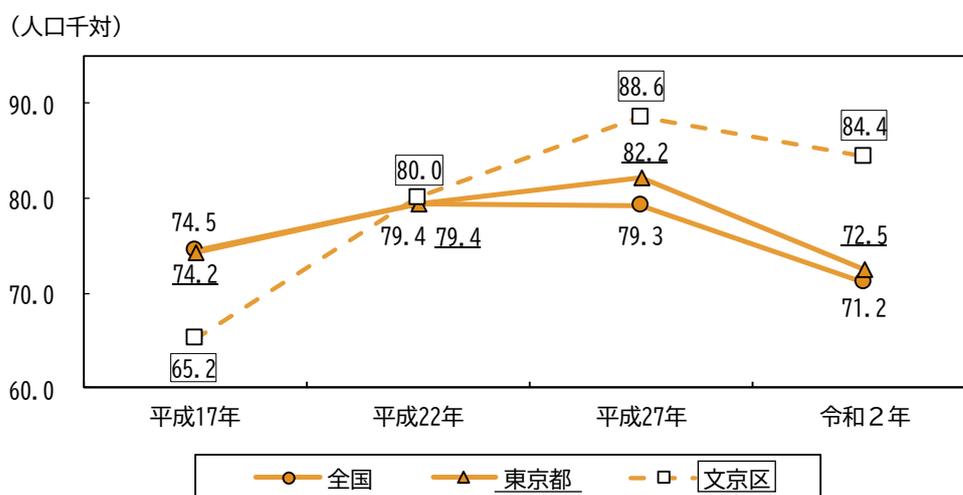
⁹ 合計特殊出生率 15～49 歳の女性の年齢ごとの出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数を推計したものの。

また、結婚や出産は個人の自由な意思決定に基づくものであり、ライフスタイルの多様化が進む現代において、出生率を多角的に捉えることが子ども・子育て支援施策を進める上で大切な視点となっています。

その一つとして、婚姻状態に基づき出生動向を分析すると、婚姻している女性に対する出生数の割合は、令和2年は東京都が72.5%¹⁰、文京区が84.4%となっており、特に文京区は全国の71.2%を大きく上回っています。

合計特殊出生率は、就学や就職を機に若年層が都市部に流入する影響を受けるため、都市部で特に低くなる傾向があります。これに対して、配偶者を有する女性に対する出生数の割合は異なる推移を示し、都市部で相対的に高くなっています。

【図表】3-8 婚姻している女性に対する出生数の割合の推移



資料：国勢調査、人口動態調査

¹⁰ ‰ (パーミル) 千分率。0.001 を 1‰とする表記。

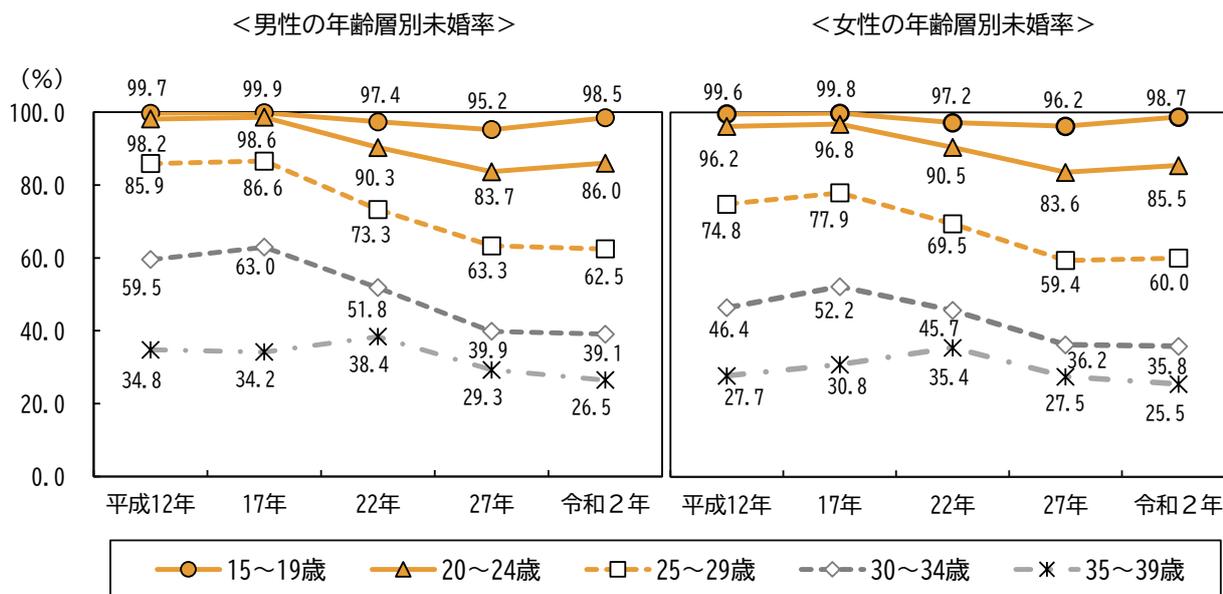
イ 年齢層別未婚率の推移及び婚姻数の推移

平成12年と比べて未婚率は男女ともに減少

文京区における令和2年の30～34歳の未婚率は、男性で39.1%、女性で35.8%となっており、およそ3人に1人が未婚となっています。いずれも平成12年時点と比べると、全体で未婚割合が減少しています。

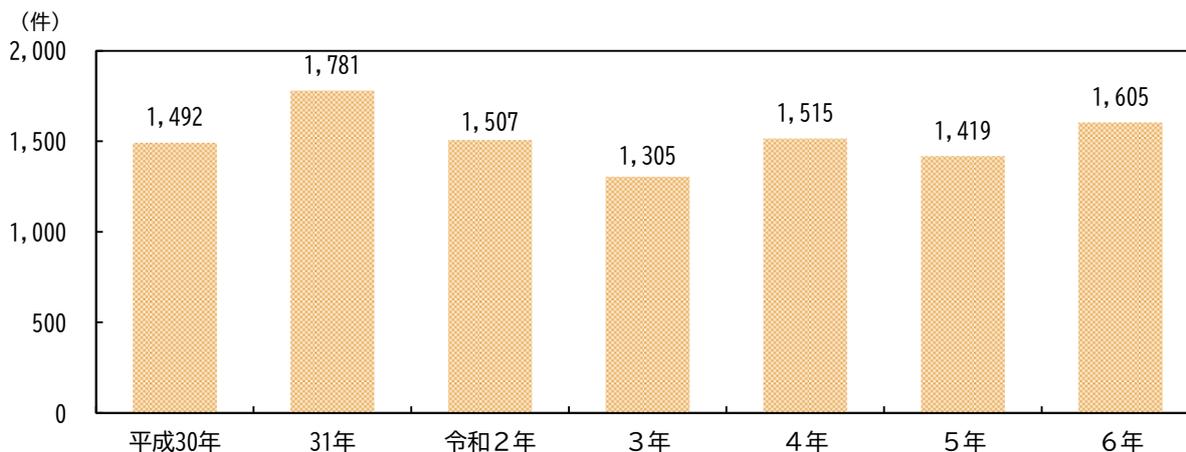
文京区の婚姻数は、増減を繰り返しており、令和6年時点で1,605件となっています。

【図表】3-9 年齢層別未婚率の推移



資料：国勢調査

【図表】3-10 婚姻数の推移



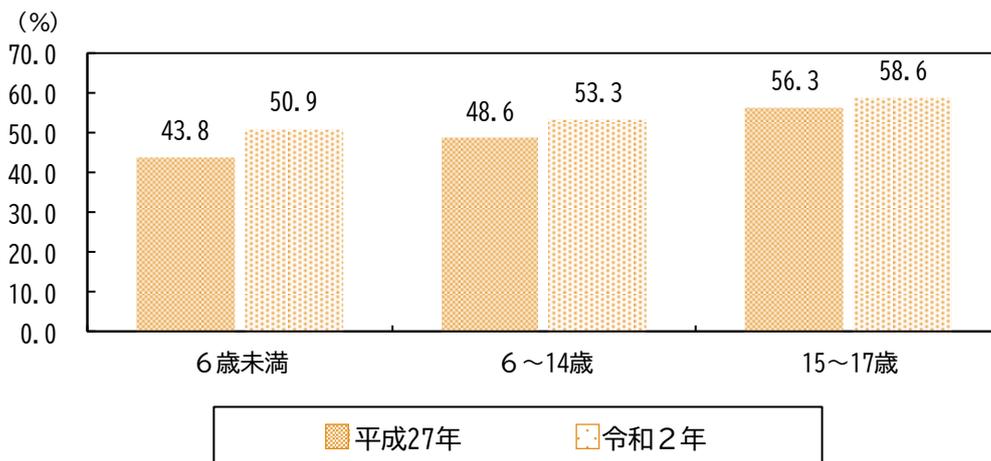
資料：東京都保健医療局人口動態統計

ウ 共働きの世帯の割合（末子年齢別）

平成27年と比べて5割台に増加

文京区における令和2年の子どもがいる夫婦の世帯に占める「夫婦とも就業」の世帯の割合は、平成27年と比較して全ての区分で増加しています。特に、6歳未満の未就学児の保護者は、7.1ポイントと大きく増加しています。全体でみると、末子の年齢が上がるにつれて共働き世帯の割合が高くなっています。

【図表】3-11 共働きの世帯の割合



※「子どもがいる夫婦世帯」のうち、夫婦ともに就業している世帯の割合を、末子の年齢ごとに分類して算出しています。

資料：国勢調査

(2) 若者の生活と意識に関する調査結果

ア 世帯収入

300万円未満が全体の約10%

世帯収入は、全体で見ると「1,000～1,500万円未満」が20.5%と最も高くなっています。次いで「700～1,000万円未満」が14.8%、「500～700万円未満」が12.7%、「1,500～2,000万円未満」が11.4%、「300～500万円未満」が11.2%となっています。

年齢層別で見ると、「1,000～1,500万円未満」は30歳代で2割台半ばとなっています。一方、「100万円未満」は20～24歳で約2割と最も高く、19歳でも1割台半ばとなっています。

【図表】3-12 世帯収入

	回答数 (n)	100万円未満	100～300万円未満	300～500万円未満	500～700万円未満	700～1,000万円未満	1,000～1,500万円未満	1,500～2,000万円未満	2,000万円以上	わからない	無回答	
単位：%												
全体	14,064	4.2	5.5	11.2	12.7	14.8	20.5	11.4	9.3	8.6	1.9	
年齢層別	19歳	245	14.7	5.7	5.3	3.3	4.9	7.8	5.3	9.4	41.6	2.0
	20～24歳	1,879	18.6	12.3	12.8	6.5	6.2	7.2	3.9	6.3	25.0	1.1
	25～29歳	3,395	2.8	8.6	18.1	17.6	15.6	17.6	7.1	4.3	7.2	1.0
	30～34歳	4,130	1.2	2.9	9.7	14.1	16.6	25.8	13.9	10.0	4.4	1.3
	35～39歳	4,231	1.2	2.3	6.8	11.0	17.2	25.0	16.4	14.3	4.5	1.3

資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

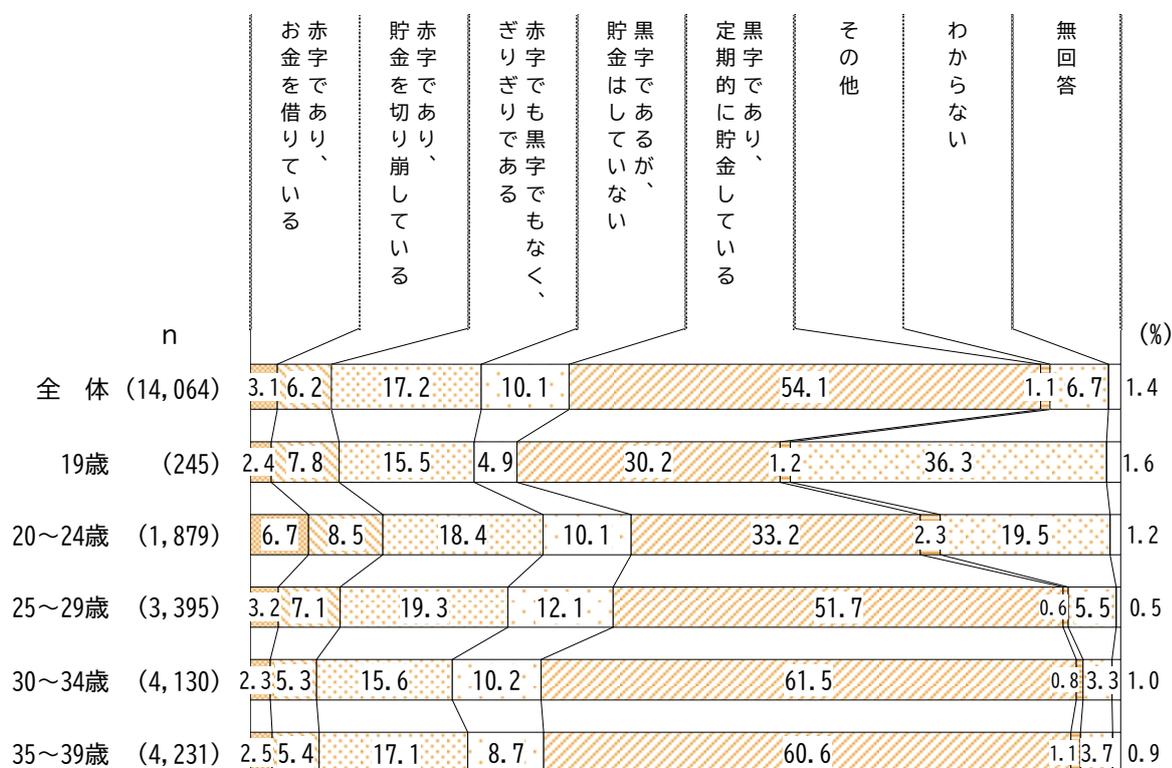
イ 家計の状態

赤字家計が全体の約 10%

家計の状態は、全体で見ると「黒字であり、定期的に貯金している」が 54.1%と最も高く、次いで「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が 17.2%、「黒字であるが、貯金はしていない」が 10.1%、「わからない」が 6.7%となっています。

年齢層別で見ると、「黒字であり、定期的に貯金している」は年齢層が上がるにつれておおむね高くなり、30歳代では6割台となっています。「赤字であり、貯金を切り崩している」及び「赤字であり、お金を借りている」は 20～24歳で他の年齢層よりもやや高くなっています。

【図表】 3-13 家計の状態



資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

ウ お金の不安や悩みのある費用

居住費に不安を感じる人が多数

お金の不安や悩みのある費用は、全体で見ると「居住費」が61.9%と最も高く、次いで「食費」が46.1%、「子どもの養育費」が32.2%、「趣味・交際費」が24.7%、「医療費」が24.4%となっています。

世帯収入別で見ると、「食費」は500万円未満で6割台と高く、おおむね年収が上がるにつれて低くなっています。一方、「子どもの養育費」はおおむね年収が上がるにつれて高くなり、1,500～2,000万円未満で54.3%と最も高くなっています。「趣味・交際費」と「医療費」は1,000万円未満で2割台から3割台となっています。

【図表】3-14 お金の不安や悩みのある費用

(複数回答)

単位：%		回答数 (n)	居住費	食費	子どもの養育費	趣味・交際費	医療費	学費・奨学金返済	資格取得のためのキャリアアップ
全体		14,064	61.9	46.1	32.2	24.7	24.4	20.9	16.5
世帯収入別	100万円未満	585	65.3	64.4	4.8	33.7	27.5	38.1	23.6
	100～300万円未満	767	73.9	68.4	7.4	37.9	34.3	30.1	22.6
	300～500万円未満	1,571	70.1	61.6	11.3	39.1	34.8	19.2	24.8
	500～700万円未満	1,791	66.2	53.2	20.5	31.3	28.1	17.9	19.7
	700～1,000万円未満	2,079	66.3	48.8	35.7	24.9	23.6	20.4	16.9
	1,000～1,500万円未満	2,882	66.3	42.5	49.5	18.4	19.9	20.4	13.2
	1,500～2,000万円未満	1,602	61.0	32.3	54.3	13.0	17.5	19.3	10.8
	2,000万円以上	1,312	46.5	23.9	48.5	12.4	16.1	17.5	10.5
	わからない	1,207	41.4	42.9	14.7	29.3	29.1	23.4	16.6

単位：%		回答数 (n)	家族(パートナー)を含む経費	通信費	留学費	その他	特になし	無回答
全体		14,064	13.3	11.4	8.6	5.6	9.8	1.3
世帯収入別	100万円未満	585	5.1	20.9	25.8	2.9	5.8	0.3
	100～300万円未満	767	9.6	23.9	11.6	7.8	4.0	0.1
	300～500万円未満	1,571	10.6	19.6	5.2	7.1	5.8	0.5
	500～700万円未満	1,791	13.5	14.4	5.5	5.5	8.0	0.4
	700～1,000万円未満	2,079	15.2	11.2	6.1	6.3	8.7	0.2
	1,000～1,500万円未満	2,882	13.1	6.8	6.6	4.6	8.2	0.5
	1,500～2,000万円未満	1,602	14.3	4.3	8.6	3.9	10.7	0.5
	2,000万円以上	1,312	15.2	3.4	13.4	5.9	19.7	0.7
	わからない	1,207	17.5	14.2	11.9	6.1	18.8	1.2

資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

エ 国や自治体に求める結婚支援、パートナーシップに関する支援

経済的支援を求める回答が多数

国や自治体に求める結婚支援、パートナーシップに関する支援は、全体で見ると「住まいや暮らしへの経済的支援」が50.3%と最も高く、次いで「雇用や収入の安定化を目指した施策」が37.5%、「出会いの場や機会を創出するための支援」が22.2%となっています。また、「特にない」は28.3%となっています。

年齢層別で見ると、「住まいや暮らしへの経済的支援」は20歳代で5割台となっています。「特にない」はいずれの年齢層でも2割台から3割台となっています。

【図表】3-15 国や自治体に求める結婚支援、パートナーシップに関する支援

(複数回答)

単位：%		回答数 (n)	住まいや暮らしへの経済的支援	雇用や収入の安定化を目指した施策	出会いの場や機会を創出するための支援	結婚やパートナーシップに関する情報の提供	登録費用の補助など	出会いに関するサービス	公的相談所や公的相談会の開設	その他	特にない	無回答
全体		5,956	50.3	37.5	22.2	15.6	13.4	7.1	2.6	28.3	2.7	
年齢層別	19歳	181	45.9	39.2	18.8	13.8	6.6	4.4	2.8	33.1	2.8	
	20～24歳	1,439	52.3	41.7	18.3	12.7	9.6	5.5	1.5	28.1	2.8	
	25～29歳	1,917	56.3	38.8	21.0	16.0	12.4	5.9	2.1	25.2	2.3	
	30～34歳	1,385	46.4	32.7	24.5	17.2	16.8	8.4	3.3	30.0	2.3	
	35～39歳	957	42.7	35.0	27.8	17.0	17.5	10.4	3.8	30.9	3.1	

資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

オ 子どもの人数及び理想の子どもの人数

理想と現実のギャップ

子どもの人数は、全体で見ると「1人」が58.4%と最も高く、次いで「2人」が35.0%、「3人」が5.3%となっています。

年齢層別で見ると、「2人」は年齢層が上がるにつれて高くなり、35～39歳で43.2%となっています。

それぞれの世帯収入の回答を比較しても、傾向に差異は見られません。

【図表】3-16 子どもの人数

		回答数 (n)	1人	2人	3人	4人以上	無回答
単位：%							
全体		3,947	58.4	35.0	5.3	0.7	0.6
年齢層別	19歳	0	-	-	-	-	-
	20～24歳	9	88.9	11.1	0.0	0.0	0.0
	25～29歳	242	88.4	8.7	1.7	0.0	1.2
	30～34歳	1,348	71.1	25.7	2.6	0.1	0.4
	35～39歳	2,315	48.0	43.2	7.4	1.0	0.4
世帯収入別	100万円未満	16	56.3	31.3	-	6.3	6.3
	100～300万円未満	26	57.7	30.8	7.7	-	3.8
	300～500万円未満	108	60.2	34.3	4.6	0.9	-
	500～700万円未満	242	64.5	29.3	6.2	-	-
	700～1,000万円未満	562	60.3	33.6	5.5	0.4	0.2
	1,000～1,500万円未満	1,233	61.8	32.8	4.5	0.6	0.3
	1,500～2,000万円未満	830	57.5	36.3	5.5	0.5	0.2
	2,000万円以上	724	50.1	42.7	5.9	0.8	0.4
	わからない	146	61.6	26.7	8.2	1.4	2.1

資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

理想の子どもの人数は、全体で見ると「2人」が46.7%と最も高く、次いで「0人」が18.9%、「3人」が16.5%、「1人」が13.1%となっています。

年齢層別で見ると、いずれの年齢層でも「2人」が最も高く、25～29歳で50.1%となっています。一方、「0人」は19歳で31.7%と高く、年齢層が上がるにつれて低くなっています。

世帯収入別で見ると、「0人」は500万円未満の世帯で高くなっており、「1人」は1,000～1,500万円未満が14.6%と高く、「2人」は1,000万円以上で5割台となっています。

【図表】3-17 理想の子どもの人数

		回答数 (n)	0人	1人	2人	3人	4人以上	無回答
単位：%								
全体		12,269	18.9	13.1	46.7	16.5	2.0	2.9
年齢層別	19歳	186	31.7	9.1	41.4	13.4	1.1	3.2
	20～24歳	1,487	25.6	10.6	45.1	14.1	1.5	3.1
	25～29歳	2,942	19.7	12.8	50.1	13.3	1.4	2.8
	30～34歳	3,735	17.3	13.4	48.5	16.6	2.0	2.3
	35～39歳	3,773	16.4	14.5	43.6	20.1	2.7	2.8
世帯収入別	100万円未満	418	28.5	10.3	38.3	16.7	1.9	4.3
	100～300万円未満	595	34.3	8.6	38.0	13.8	1.8	3.5
	300～500万円未満	1,288	30.1	12.6	42.5	11.1	1.1	2.6
	500～700万円未満	1,559	25.7	13.9	42.6	13.2	1.7	3.0
	700～1,000万円未満	1,870	18.6	14.3	47.1	15.8	1.5	2.7
	1,000～1,500万円未満	2,648	11.5	14.6	52.1	17.8	2.0	2.0
	1,500～2,000万円未満	1,483	8.4	13.2	54.1	20.2	2.4	1.6
	2,000万円以上	1,215	8.6	11.6	50.6	24.5	3.0	1.6
わからない	975	28.5	13.1	38.9	12.6	2.5	4.4	

資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

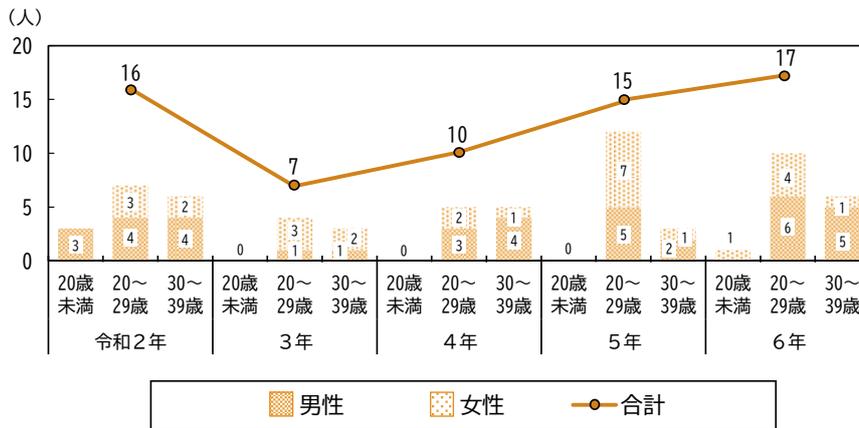
3 困難を抱える若者を取り巻く状況

(1) 国・都・文京区の統計

ア 自殺者数の推移 過去5年間で令和6年が最多

文京区の自殺者数の推移をみると、令和3年に一時的に減少した若者の自殺者数は、その後増加傾向にあり、令和6年には17人となっています。自殺者は、男性の方が多い傾向がみられます。

【図表】3-18 自殺者数の推移

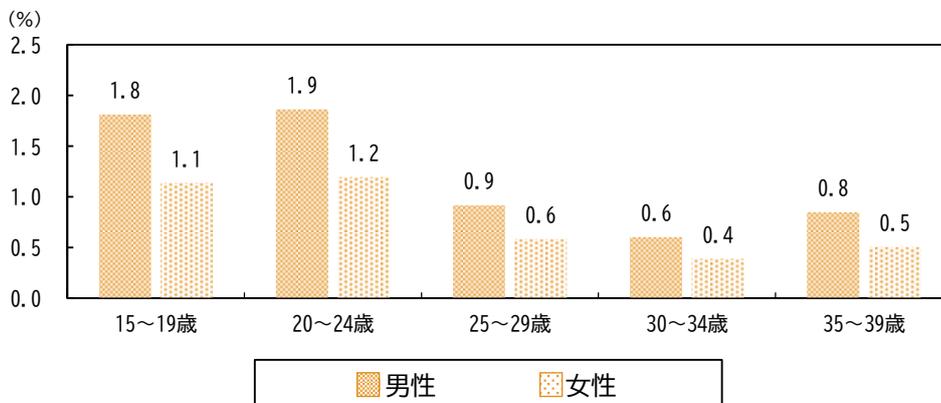


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

イ 無業状態¹¹の割合の推移 15～24歳で多い傾向

文京区における無業状態の割合の推移は、15～24歳にかけては男性で約2%、女性で約1%の割合となっています。25～39歳にかけては男女とも1%未満の割合となっています。

【図表】3-19 無業状態の割合の推移



資料：国勢調査（令和2年）

¹¹ 無業状態 ここでは15～39歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者を指す。

(2) 若者の生活と意識に関する調査結果

ア 外出頻度及び外出状況が現在の状態になった期間

外出頻度が低い層が一定数存在し、その状態が長期化している傾向

外出頻度は、「ほぼ毎日外出する（仕事・学校・遊び含めて）」が71.8%で最も高く、次いで「週に3～4日外出する（仕事・学校・遊び含めて）」が19.7%、「人づきあいや用事のために、週1日程度外出する」が4.2%となっています。

【図表】3-20 外出頻度

	回答数 (n)	ほぼ毎日外出する（仕事・学校・遊び含めて）	週に3～4日外出する（仕事・学校・遊び含めて）	人づきあいや用事のために、週1日程度外出する	趣味に関する用事のみ、自分だけ外出する	いつもは家には出かけるが、近所のコンビニなどには出かける	家からほとんど出ない	無回答
単位：%								
全体	14,064	71.8	19.7	4.2	1.5	1.1	0.5	1.3

上記の表の太枠で囲んだ選択肢を選んだ回答者について、外出状況が現在の状態になった期間は、「3年～5年未満」が26.5%と最も高く、次いで「1年～2年未満」が13.7%、「3か月未満」が12.8%、「2年～3年未満」が12.1%となっています。

【図表】3-21 外出状況が現在の状態になった期間

	回答数 (n)	3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年～5年未満	5年～10年未満	10年以上	無回答
単位：%										
全体	430	12.8	7.9	10.0	13.7	12.1	26.5	10.0	6.0	0.9

資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

イ 現在の不安や悩みごと 年齢とともに変化

現在の不安や悩みごとは、全体で見ると「将来のこと」が68.2%と最も高く、次いで「仕事のこと」が52.3%、「家の経済状況」が34.5%、「自分の健康や病気のこと」が26.8%、「子どもの園・学校や将来のこと」が23.9%となっています。

年齢層別で見ると、「将来のこと」は20歳代で7割台半ばとなっています。「仕事のこと」は25歳以上で5割台となっています。「家の経済状況」、「自分の健康や病気のこと」、「子どもの園・学校や将来のこと」、「家族（パートナーを含む）の健康や病気のこと」などは年齢層が上がるにつれて高くなり、「子どもの園・学校や将来のこと」は35～39歳で41.9%と最も高くなっています。一方、「進学、就職のこと」は19歳で74.3%、20～24歳で49.5%、「勉強のこと」は19歳で53.9%と最も高くなっています。

【図表】3-22 現在の不安や悩みごと

(複数回答)

年齢層別	回答数 (n)	将来のこと	仕事のこと	家の経済状況	自分の健康や病気のこと	子どもの園・学校や将来のこと	家族（パートナーを含む）の健康や病気のこと	家族（パートナーを含む）との関係	好きなことをする時間が少ない	進学、就職のこと	勉強のこと	外見に関すること	日常的に食事や洗濯など家事をしなければならない
		単位：%	単位：%	単位：%	単位：%	単位：%	単位：%	単位：%	単位：%	単位：%	単位：%	単位：%	単位：%
全体	14,064	68.2	52.3	34.5	26.8	23.9	20.3	16.4	15.8	13.9	12.5	11.6	10.0
19歳	245	68.2	23.7	20.0	18.4	1.2	7.3	11.8	11.0	74.3	53.9	18.4	2.4
20～24歳	1,879	73.5	42.5	26.2	18.6	1.5	13.1	11.7	12.3	49.5	29.6	16.9	5.6
25～29歳	3,395	74.3	55.9	34.1	24.5	10.3	16.4	14.2	12.9	12.6	12.1	11.8	7.7
30～34歳	4,130	69.2	56.2	36.5	27.2	28.8	20.7	17.2	16.3	5.3	8.5	11.1	10.9
35～39歳	4,231	60.7	52.5	37.7	32.4	41.9	27.2	19.9	19.7	4.1	6.9	9.2	13.4

年齢層別	回答数 (n)	交際相手との関係	友だちとの関係	先輩・後輩との関係	近所や地域のひととの関係	自分の性別に関すること	インターネット上の人間関係	日常的に家族（パートナーを含む）の介護をしなければならない	日常的に兄弟姉妹の面倒を見なければならない	その他	特に不安や悩みはない	わからない	無回答
		単位：%	単位：%	単位：%	単位：%	単位：%	単位：%	単位：%	単位：%	単位：%	単位：%	単位：%	単位：%
全体	14,064	9.0	6.4	2.8	2.6	1.1	1.0	0.8	0.3	3.3	4.4	0.3	1.6
19歳	245	6.1	16.3	4.5	3.7	3.3	0.8	0.4	0.8	2.4	2.9	-	1.6
20～24歳	1,879	13.0	12.4	4.9	1.5	2.2	1.6	0.5	0.6	1.9	4.5	0.7	1.2
25～29歳	3,395	13.9	6.8	3.2	1.4	1.0	1.2	0.6	0.1	2.6	4.6	0.5	1.6
30～34歳	4,130	8.0	5.1	2.1	3.1	0.9	0.9	0.9	0.2	3.5	4.2	0.2	1.1
35～39歳	4,231	4.5	3.9	2.0	3.4	0.7	0.8	1.0	0.2	4.4	4.5	0.2	1.3

資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

ウ 相談先に望むこと

秘密保持と専門家を求める回答が多数

相談先に望むことは、全体で見ると「秘密が守られる」が66.4%と最も高く、次いで「専門家の人に相談できる」が60.4%、「匿名で相談できる」が54.5%、「曜日や時間を気にせず相談できる」が53.8%となっています。

年齢層別で見ると、いずれの年齢層でも「秘密が守られる」が6割台と最も高く、「専門家の人に相談できる」は年齢層が上がるにつれて高くなっています。

【図表】3-23 相談先に望むこと

(複数回答)

		回答数 (n)	秘密が守られる	専門家の人に相談できる	匿名で相談できる	曜日や時間を気にせず相談できる	無料で相談できる	SNSやメールで相談できる	相談できる場所が自宅から近い
単位：%									
全体		14,064	66.4	60.4	54.5	53.8	50.5	33.1	29.5
年齢層別	19歳	245	69.0	43.7	66.9	49.4	63.7	47.3	26.5
	20～24歳	1,879	67.6	49.4	59.3	49.7	58.9	38.4	28.0
	25～29歳	3,395	65.4	56.3	53.1	55.9	52.4	32.6	28.8
	30～34歳	4,130	66.7	64.2	53.6	55.3	48.4	33.6	30.1
	35～39歳	4,231	66.7	66.4	53.8	53.2	46.8	30.4	30.4

		回答数 (n)	同性の人に相談できる	同年代の人に相談できる	電話で相談できる	相談する相手が自宅に来てくれる	その他	特に望むことはない	無回答
単位：%									
全体		14,064	18.4	16.0	12.8	2.8	2.0	4.9	1.7
年齢層別	19歳	245	33.9	27.8	11.0	2.9	0.8	5.7	1.6
	20～24歳	1,879	24.3	18.8	10.7	1.5	1.6	5.1	1.5
	25～29歳	3,395	20.3	17.1	11.2	2.1	1.3	4.8	1.9
	30～34歳	4,130	17.3	15.8	13.1	2.9	1.9	4.4	1.0
	35～39歳	4,231	14.5	13.6	14.9	3.7	2.6	5.4	1.1

資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

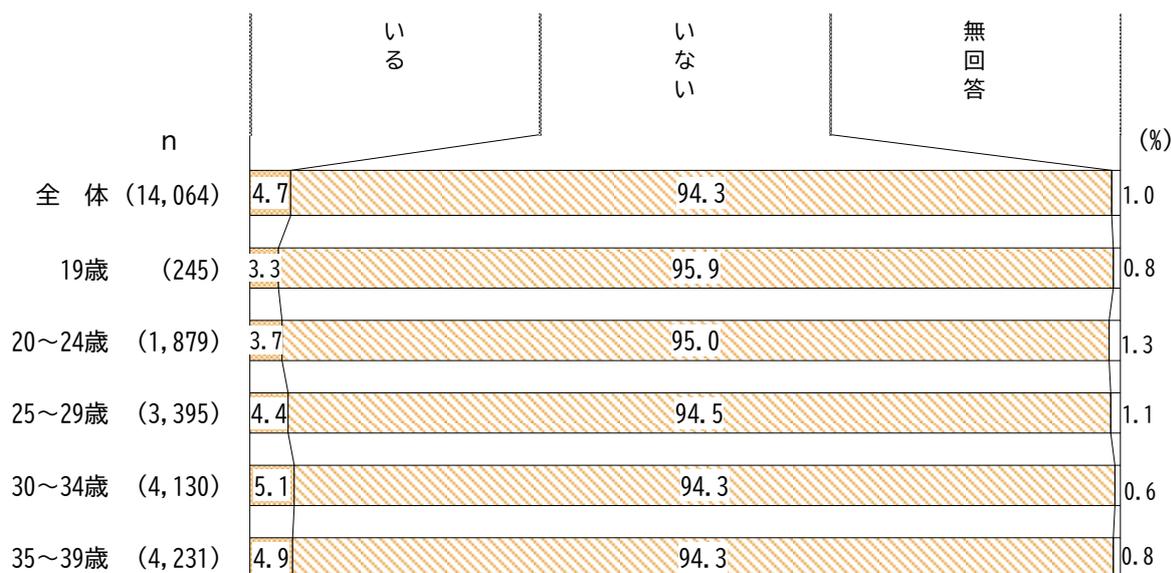
エ 日常的に世話をしている人の有無

日常的に家族の世話をする人が全体の約5%

家族の中に日常的に世話をしている人（自分の子どもの育児や世話を除く）の有無は、全体で見ると「いない」が94.3%、「いる」は4.7%となっています。

年齢層別で見ると、いずれの年齢層でも「いる」は1割未満となっており、「いない」が9割台半ばとなっています。

【図表】3-24 日常的に世話をしている人の有無



資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

オ 働いていない理由 性別による理由の差異

働いていない理由は、全体で見ると「育児をするため」が68.9%と最も高く、次いで「家庭内での家事などを専業としているため」が16.6%、「病気、けが、障害があるため」と「心のケアが必要な状況であるため」がともに9.7%となっています。

性別で見ると、「育児をするため」は女性で75.5%、「働く意欲がわからないため」は男性で31.2%となっています。

【図表】3-25 働いていない理由

(複数回答)

		回答数 (n)	育児をするため	家庭内での家事などを専業としているため	病気、けが、障害があるため	心のケアが必要な状況であるため	働く意欲がわからないため	どんな仕事につけばいいかわからないため	知識・能力に自信がないため	就職活動中のため	経済的に余裕があるため	人間関係に不安があるため
単位：%												
全体		1,024	68.9	16.6	9.7	9.7	8.8	8.4	8.2	7.4	6.9	6.3
性別	男性	93	9.7	3.2	28.0	28.0	31.2	21.5	19.4	23.7	7.5	14.0
	女性	912	75.5	18.2	7.5	7.8	6.7	6.9	6.9	5.8	6.9	5.4
	どちらとも言えない	2	-	-	50.0	-	-	-	-	-	-	-
	わからない	2	-	50.0	50.0	50.0	-	-	50.0	-	-	50.0
	答えたくない	10	70.0	-	10.0	10.0	-	20.0	10.0	-	-	10.0

		回答数 (n)	労働条件・環境に関する不安があるため	やりたいことを目指して勉強中・修行中のため	資格試験などの準備のため	希望する職種に求人がないため	独立・開業に向けた準備のため	介護をするため	ボランティアや社会貢献活動に従事しているため	その他	特に理由はない	無回答
単位：%												
全体		1,024	5.5	4.7	3.7	1.7	1.4	1.0	0.3	5.8	-	2.6
性別	男性	93	11.8	15.1	11.8	4.3	4.3	1.1	-	4.3	-	3.2
	女性	912	4.6	3.6	3.0	1.3	1.1	0.9	0.3	5.9	-	2.5
	どちらとも言えない	2	50.0	-	-	50.0	-	-	-	-	-	-
	わからない	2	50.0	-	-	-	-	50.0	-	-	-	-
	答えたくない	10	-	10.0	-	-	-	-	-	10.0	-	-

資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

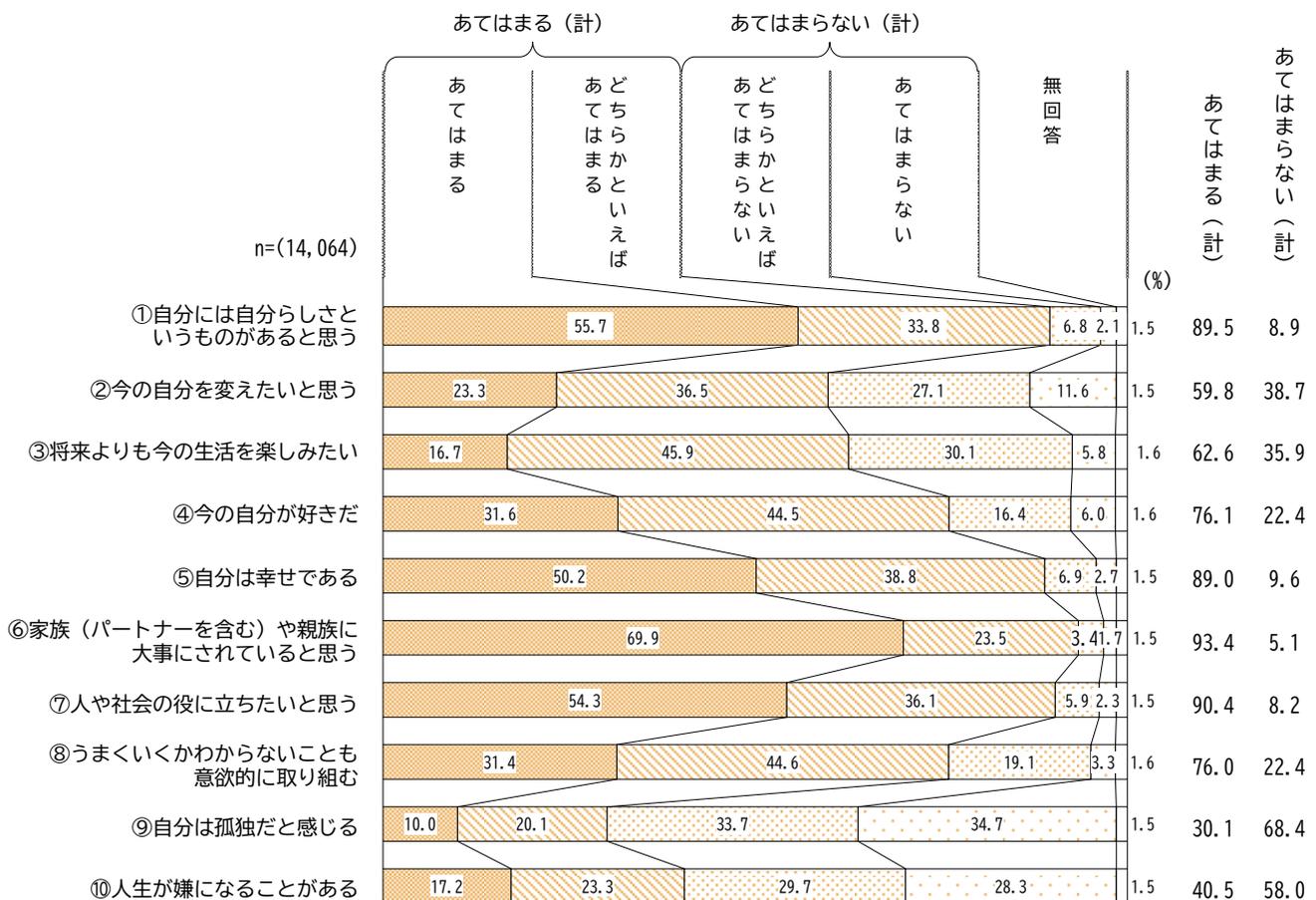
4 若者の自己実現を取り巻く状況

(1) 若者の生活と意識に関する調査結果

ア 自己肯定感等 孤独を感じる人が約 30%

自己肯定感等は、「家族（パートナーを含む）や親族に大事にされていると思う」のあてはまる（計）は93.4%、「人や社会の役に立ちたいと思う」は90.4%で、いずれも9割台となっています。一方、「自分は孤独だと感じる」のあてはまる（計）は30.1%、「人生が嫌になることがある」は40.5%であり、いずれも3割を超えています。

【図表】 3-26 自己肯定感等



資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

イ 安心できる居場所に必要なこと

集中できる場所を求める回答が多数

安心できる居場所に必要なことは、全体で見ると「静かに勉強や読書ができる場所」が57.6%で最も高く、次いで「緑がある公園や広場」が52.1%、「気軽に話ができる場所」が48.7%、「文化や芸術（音楽、美術、料理など）に関する活動ができる場所」が34.6%となっています。

年齢層別で見ると、いずれの年齢層でも「静かに勉強や読書ができる場所」は5割以上となっています。「緑がある公園や広場」は30歳代で5割台半ば、「気軽に話ができる場所」は24歳以下で5割台と高くなっています。「ゲームやパソコンができる場所」は19歳で30.2%、20～24歳で23.6%と高くなっています。

【図表】3-27 安心できる居場所に必要なこと

(複数回答)

	回答数 (n)	静かに勉強や読書ができる場所	緑がある公園や広場	気軽に話ができる場所	文化や芸術（音楽、美術、料理など）に関する活動ができる場所	いろいろなスポーツができる体育館や運動場	ひとりでも安心して、トナリを含む）や友達には話せない悩みを相談ができる場所	ゲームやパソコンができる場所	年齢の人たちと触れ合えるいろいろな場所	その他	特にない	無回答	
単位：%													
全体	14,064	57.6	52.1	48.7	34.6	25.2	18.0	17.6	10.0	3.1	3.6	1.6	
年齢層別	19歳	245	60.0	41.6	54.7	28.6	26.9	18.8	30.2	8.2	4.1	3.3	2.9
	20～24歳	1,879	57.2	44.0	52.6	32.8	22.8	19.4	23.6	8.4	2.8	3.5	1.3
	25～29歳	3,395	56.5	48.2	49.3	35.5	23.4	17.6	17.1	7.9	2.3	3.3	1.4
	30～34歳	4,130	57.6	55.3	48.1	34.7	25.4	17.7	16.5	9.8	3.2	3.8	1.1
	35～39歳	4,231	58.9	56.8	47.4	35.0	27.7	18.2	15.7	13.1	3.9	3.7	1.2

資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

ウ 社会参加活動の種類及び不参加の理由 多くの人が不参加

社会参加活動の種類は、「特に、社会参加活動はしていない」が68.0%と最も高く、次いで「子どもに関する活動」が12.7%、「町会・自治会などが行う、地域のお祭りやイベントに関する活動」が11.4%となっています。

【図表】3-28 社会参加活動の種類

(複数回答)

単位：%	回答数 (n)	子どもに関する活動	町会・自治会などが行う、地域のお祭りやイベントに関する活動	文化や芸術(音楽、美術、料理など)を通じた交流活動	スポーツを通じた交流活動	オンラインでの交流(オンラインゲーム、オンラインイベント、オンラインセミナーなど)	町会・自治会などが行う、地域の清掃、防犯、防災などに関する活動	国際交流イベントなど外国人を支援する活動	高齢者や障害者に関する活動	その他	特に、社会参加活動はしていない	無回答
全体	14,064	12.7	11.4	5.7	4.9	3.1	2.6	1.5	0.6	1.0	68.0	3.4

社会参加活動に不参加の理由は、「日々の生活が忙しく、時間的余裕がないから」が55.9%と最も高く、次いで「地域でどのような活動が行われているのか知らないから」が48.9%、「参加方法がわからないから」が35.1%、「関心がないから」が32.1%となっています。

【図表】3-29 社会参加活動に不参加の理由

(複数回答)

単位：%	回答数 (n)	日々の生活が忙しく、時間的余裕がないから	地域でどのような活動が行われているのか知らないから	参加方法がわからないから	関心がないから	一緒に参加する知人・友人がいらないから	活動の時間や日程が合わないから	必要性を感じないから	人付き合いや人間関係が苦手だから	経済的余裕がないから	地域の活動が盛んではないから	その他	無回答
全体	9,570	55.9	48.9	35.1	32.1	27.6	23.6	21.5	21.1	10.5	5.9	2.6	0.3

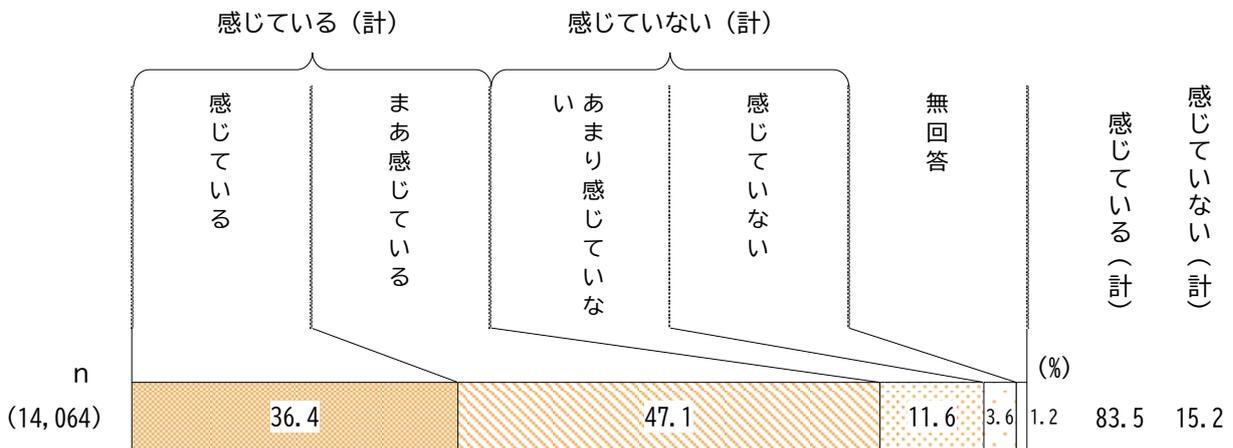
資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

エ 地域への愛着の有無及び愛着を感じるどころ

愛着を感じる人が80%以上

地域への愛着の有無は、「感じている（計）」が83.5%、「感じていない（計）」が15.2%となっています。

【図表】3-30 地域への愛着の有無



地域に愛着を感じるどころは、「治安がよく、安全で安心して生活できるどころ」が85.7%と最も高く、次いで「交通の便が良く、移動が快適で便利などころ」が67.2%、「住んでいる人のマナーが良く、安心して暮らせる環境が整っているどころ」が60.0%となっています。

【図表】3-31 地域に愛着を感じるどころ

(複数回答)

Category	回答数 (n)	治安がよく、安全で安心して生活できるどころ	交通の便が良く、移動が快適などころ	住んでいる人のマナーが良く、安心して暮らせる環境が整っているどころ	街がきれいなどころ	公園や庭園が多く、自然を身近に感じられるどころ	にぎやかな場所と閑静な住宅街が共存し、暮らしやすさがあるどころ	教育機関が充実しているところ	気に入ったお店や商店街があるところ	歴史的建造物や史跡・旧跡が多くなるどころ
全体	11,752	85.7	67.2	60.0	54.9	28.9	27.2	26.9	25.4	20.2

Category	回答数 (n)	住んでいる人がやさしく、親切などころ	子ども・子育て支援が充実しているところ	生まれ育ったまちであり、思い出や愛着が深いところ	美術館・博物館などの文化施設が充実し、知識や芸術を楽しめるところ	地域のお祭りやイベントがあるところ	文化が暮らしに感じられるところ	地域の人々が協力し合い、コミュニケーションの一体感を感じられるところ	その他	無回答
全体	11,752	20.1	19.4	14.3	13.8	12.5	12.0	6.9	1.5	0.3

資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

オ 区の施策等への意見を伝える方法・手段

アンケート形式を求める回答が多数

区の施策等への意見を伝える方法・手段は、全体で見ると「アンケートに答える」が53.7%と最も高く、次いで「伝えた意見がどのように反映されるのかわかる」が49.3%、「SNSを使って意見を伝える」が45.7%となっています。

年齢層別で見ると、いずれの年齢層でも「アンケートに答える」が最も高く、35～39歳で56.3%となっています。「SNSを使って意見を伝える」は24歳以下で約5割と高くなっています。

【図表】 3-32 区の施策等への意見を伝える方法・手段

(複数回答)

		回答数 (n)	アンケートに答える	伝えた意見がどのように反映されるのかわかる	SNSを使って意見を伝える	自分のことが公開されない(秘密が守られる)	区のホームページから意見を送る	意見を伝えることでクーポンや謝礼などもらえる	意見伝える相手かどのような人か事前にわかる	同年代が集まる会議やワークショップなどで意見交換しながら伝える	その他	無回答
単位：%												
全体		14,064	53.7	49.3	45.7	41.2	32.0	28.2	19.7	11.0	1.5	3.1
年齢層別	19歳	245	50.2	44.9	49.8	49.0	32.2	30.6	20.4	11.8	2.0	4.5
	20～24歳	1,879	50.5	45.0	49.3	42.0	31.2	34.2	19.4	10.6	0.8	3.5
	25～29歳	3,395	52.3	48.0	43.0	39.4	28.7	31.0	18.9	10.8	1.4	2.9
	30～34歳	4,130	54.3	51.6	47.3	40.4	32.8	28.1	19.6	10.6	1.3	2.8
	35～39歳	4,231	56.3	50.4	45.1	42.4	34.4	23.6	20.4	11.7	2.1	2.4

資料：若者の生活と意識に関する調査（文京区）

第4章

主要項目及びその方向性

文京区地域福祉保健計画の基本理念・基本目標（第2章参照）に基づき、若者支援施策を推進するため、全体に関わる4つの「基本的な視点」と、本計画期間（令和8年度～11年度）における3つの「主要項目」と「その方向性」を次のとおり掲げ、取組を進めていきます。

【基本的な視点】

1 若者の意見表明機会の確保

若者自らが声を発し、社会に関わる機会を広げていくため、多様な意見表明の場を設け、意見が尊重される環境づくりを進めます。また、アンケートの活用等により、若者が意見を伝えやすい仕組みを整備し、その声をもとに政策を展開することで、若者の社会参画を推進します。

2 包括的な支援体制の強化（重層的支援体制整備の推進）

社会情勢の変化に伴う複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、高齢、介護、障害、子ども・若者、生活困窮等の分野横断的な多機関が連携した重層的なセーフティーネットの構築を目指します。また、若者本人だけでなく、その家族も含めた包括的な支援を推進します。

3 持続可能で豊かな地域社会の構築

若者が将来にわたり、身体的・精神的・社会的に良好な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を実現し、地域社会の基盤の強化と持続可能性の向上につなげていきます。また、若者が多様な価値観や生き方を尊重されながら、自らの意欲と能力を活かすことができ、将来に希望を持てる地域社会の構築を目指します。

4 行政手続のデジタル化とDX¹²の推進

手続に係る負担軽減や利便性の更なる向上を図るため、申請手続のオンライン化やSNSを活用した相談・情報提供体制の整備等、行政サービスのデジタル化を推進します。また、国及び東京都の動向を的確に把握し、連携を図りながら、若者のニーズに即した行政サービスを実現していきます。さらに、AI等の最新技術を活用し、人や情報をつなぐことで、新たな行政サービスの創出を目指します。

¹² DX 「デジタルトランスフォーメーション」の略称。ICT（情報や通信に関する技術）の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

主要項目1 充実したライフデザインの支援

方向性1 理想のライフプランとワーク・ライフ・バランスの実現

結婚（事実婚等含む）、子育て、就労等のライフイベントの到来に伴うライフステージの変化により、仕事と生活の調和が困難となる可能性があることから、就業世帯への支援や多様化する保育ニーズへの対応、事業主への啓発活動等を通じて、ワーク・ライフ・バランスの実現を支えます。あわせて、将来や人生に悩みを抱えた際に誰もが安心して利用できる相談窓口を整備するなどにより、若者による自分らしいライフプランの設計と実現を後押しします。

方向性2 健康とスポーツによる生活の質の向上

若者が心身ともに健やかに暮らし、充実した日常を送ることができるよう、健康的な生活習慣の定着やスポーツ活動の習慣化を支援し、生活の質の向上を目指します。あわせて、将来にわたって健康を維持していくため、定期的な検診の受診促進や性感染症対策に関する啓発に取り組みます。

主要項目2 社会的自立への援助

方向性1 社会的孤立の予防と心理的支援

若者が地域社会の中で孤立することなく、自分らしく安心して生活できるよう、社会的孤立の予防と心理的支援を一層推進します。ひきこもりやヤングケアラーといった多様な背景をもつ若者に寄り添い、一人ひとりの状況に合わせた、きめ細やかな相談体制を整備します。あわせて、若者の誰もが安心してつながれるよう、多様な居場所づくりを通じて、孤立を未然に防ぎます。さらに、心の健康を守るための支援として、うつ病・自殺対策やDV対策、メンタルヘルス支援等を行い、若者が直面する様々な課題に対して関係機関と連携し、切れ目のない支援体制の構築を目指します。

方向性2 経済的自立の支援

若者が将来に希望を抱き、自立した生活を送るためには、安定した経済的基盤の確立が不可欠なことから、若者の貧困や無業状態といった課題に対応し、給付金等の経済的支援をはじめ、就労支援の一環として、就職活動に向けた実践的なサポートを行います。

主要項目3 自己実現の機会づくり

方向性1 学び直しとキャリア設計

若者が学びや趣味を通じて人生を豊かにできるよう、生涯学習等の機会を提供します。あわせて、勉強や読書に集中して取り組める環境を整備し、日常生活の中での継続的な学びを促進します。

また、若者が自身の可能性を広げ、将来にわたって活躍できるよう、学び直し（リカレント教育）やキャリア形成を支援します。あわせて、スキルアップや資格取得の支援に加え、起業など新たな挑戦を後押しすることで、多様なキャリアの選択肢を広げます。

方向性2 社会参画と居場所づくり

若者が地域社会の一員として主体的に関わることができるよう、社会参画の機会を提供することで、若者自らが声を上げ、力を発揮できる社会を目指します。

また、選挙や区政への参加促進、多世代交流や地域活動を通じたつながりの形成等により、持続可能な地域社会を構築します。あわせて、公園等身近な空間の整備や地域交流の場の創出により、若者が安心して過ごせる居場所を広げます。

第 5 章

計画の体系・計画事業

【凡例】

1 計画の体系

- ・  は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- ・ 他の分野別計画で主に実施している事業は、計画事業名の後に各分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
 - 地…地域福祉保健の推進計画
 - 子…子育て支援計画
 - 障…障害者・児計画
 - 保…保健医療計画
- ・ 他の分野別計画と重複掲載している事業については、事業番号の整合性を図るため、一部内容が変更されているものがあります。
- ・ 子ども・子育て支援法第 60 条に規定する国の定める基本指針（平成 26 年内閣府告示第 159 号）において、年度ごとの事業量、ニーズ量の見込み等を定める事項に関連する事業（子ども・子育て支援交付金を充当して実施する事業）については、計画事業名の後に「◆」を表示しています。
- ・ 社会福祉法第 106 条の 5 に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」に関わる事業については、計画事業名の後に「★」を表示しています。

2 計画事業

- ・ 数値目標を掲げ進行管理を行う事業のうち、他の分野別計画（地域福祉保健の推進計画、障害者・児計画）に記載している事業については、令和 7 年度時点では、当該計画が令和 8 年度までの計画となるため、本計画においても令和 8 年度までの数値目標のみを記載しています。
- ・ 組織体制の変更により、各事業の担当の名称が「子育て支援計画（令和 7 年度～令和 11 年度）」に記載されている内容から一部変更となっています。

1 計画の体系

第4章で掲げた3つの主要項目を体系の大項目、6つの方向性を小項目としています。

大項目 1 充実したライフデザインの支援

小項目	計画事業		
1 理想のライフプランとワーク・ライフ・バランスの実現 (P51~P56)	1	各種相談窓口	
	2	ぶんきょうハッピーベビー応援事業	保 1-7-1
	3	不妊治療に係る支援	保 1-7-2
	4	文の京若年者向け就職面接会	
	5	男女平等参画の推進	
	6	ダイバーシティ推進事業	地 2-1-15 地 2-1-16
	7	若者の消費生活の安定と向上	
	8	労働者及び事業主への広報・啓発活動	子 5-1-24
	9	一時預かり事業（私立保育園） ◆	子ども・子育て支援事業計画※
	10	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	子ども・子育て支援事業計画※
	11	一時保育（キッズルーム） ◆	子 2-1-20
	12	緊急一時保育事業・リフレッシュ一時保育事業 ◆	子 2-1-21 子 2-1-22
	13	病児・病後児保育 ◆	子 2-1-23
	14	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ◆	子 2-1-24
	15	ベビーシッター等による子育て支援事業	子 2-1-25
	16	障害者・児の介護者支援の推進	
	17	延長保育・年末保育 ◆	子 2-1-3 子 2-1-4 子 2-1-14 子 2-1-15
	18	放課後の児童の居場所	
	19	ファミリー・サポート・センター事業 ◆	子 5-1-4
	20	若者の居場所事業「Bunkyo Night Youth Lounge」	

※子ども・子育て支援事業計画は、子育て支援計画に内包する計画です。

小項目	計画事業	
2 健康とスポーツ による生活の質 の向上 (P57~P60)	1	健康づくり事業
	2	食育普及 保 1-9-1
	3	歯と口腔の健康づくり 保 1-5-3 保 1-5-4 保 1-5-6 保 1-5-7
	4	たばこ対策事業
	5	禁煙外来治療費の助成
	6	若年層向け健康事業
	7	子宮がん検診
	8	文京区版ネウボラ事業 子 1-1-1
	9	妊産婦の健康に係る支援
	10	エイズ・性感染症対策の推進
	11	スポーツ交流ひろばの充実
	12	地域のスポーツ団体等との連携による事業展開
	13	スポーツ教室
	14	スポーツ振興イベント「Bunkyo Sports Park」 の開催 子 1-2-13

大項目 2 社会的自立への援助

小項目	計画事業		
1 社会的孤立の予防と心理的支援 (P61～P66)	1	重層的支援体制整備事業 (ぶんきょうチームでまるごと支援) ★	地 1-1-1 地 1-2-1 地 2-1-1 地 2-1-2 地 2-1-3
	2	民生委員・児童委員による相談援助活動	地 1-2-6
	3	女性のほほえみ支援ネットワーク事業	地 2-2-4
	4	母子・女性緊急一時保護事業	子 4-4-14
	5	ゲートキーパー養成講座	
	6	心のサポーター養成研修	
	7	ひきこもりの総合的な支援の推進	地 2-1-4
	8	ヤングケアラー支援推進事業	子 4-3-12
	9	ケアリーバー（社会的養護経験者）に関わる支援	
	10	非行防止・更生保護の推進	子 3-2-6
	11	障害者基幹相談支援センターの運営 ★	障 2-1-7
	12	地域生活支援拠点の運営	障 1-1-20 障 2-1-14
	13	男女平等参画の推進 < 1-1-5再掲 >	
	14	ダイバーシティ推進事業 < 1-1-6再掲 >	地 2-1-15 地 2-1-16
	15	若者の居場所事業「Bunkyo Night Youth Lounge」 < 1-1-20再掲 >	
2 経済的自立の支援 (P67～P68)	1	生活困窮者への自立支援の推進 ★	地 2-2-1
	2	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	子 4-4-11
	3	入院助産	子 4-4-9
	4	生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）	
	5	文の京若年者向け就職面接会 < 1-1-4再掲 >	
	6	障害者就労支援の充実	障 3-1-1
	7	中小企業ダイバーシティ人材採用促進事業	

大項目 3 自己実現の機会づくり

小項目	計画事業		
1 学び直しとキャリア設計 (P69~P70)	1	生涯学習推進事業	
	2	学びの拠点としての図書館	
	3	文化芸術活動の推進	
	4	リカレント教育課程等受講料助成金	
	5	創業入門サロン	
	6	創業支援セミナー	
	7	チャレンジショップ支援事業	
	8	スタートアップ支援事業	
2 社会参画と居場所づくり (P71~P76)	1	文京 Vote Supporters	
	2	投票立会人募集	
	3	町会・自治会加入促進・担い手確保支援事業	
	4	重層的支援体制整備事業 (ぶんきょうチームでまるごと支援) ★ <2-1-1再掲>	地 1-1-1 地 1-2-1 地 2-1-1 地 2-1-2 地 2-1-3
	5	小地域福祉活動の推進 ★	地 1-1-2
	6	地域の支え合い体制づくり推進事業	地 1-1-9
	7	青少年の社会参加推進事業補助	子 3-2-3
	8	社会教育関係団体登録制度	
	9	成人の日記念「はたちのつどい」	
	10	大塚地域活動センターオープンスペース企画	
	11	ふれあいサロン事業	
	12	ボランティア活動への支援	地 1-2-2
	13	NPO活動・地域活動の支援	地 1-2-3
	14	文京お届け講座	
	15	交流館における交流事業の充実	
	16	安全・安心で快適な公園等の整備	子 5-2-6
	17	若者の居場所事業「Bunkyo Night Youth Lounge」 <1-1-20・2-1-15再掲>	

2 計画事業

大項目1 充実したライフデザインの支援

小項目1 理想のライフプランとワーク・ライフ・バランスの実現

1-1-1 各種相談窓口

事業概要	日常生活における問題や悩みごとの解決の糸口を提供し、区民福祉の向上を図るため、専門家による法律相談・税務相談・不動産相談や、行政相談・人権相談・青少年相談・外国語対応を含む区民相談事業を実施します。
担当	広報戦略課

1-1-2 ぶんきょうハッピーベビー応援事業（保1-7-1）

事業概要	子どもを望む全ての区民が安心して子どもを産み、育てられるよう、ぶんきょうハッピーベビー応援事業を実施します。妊娠・出産や仕事と育児の両立、ライフプランの設計等に関する啓発冊子の配布、出産を控えた夫婦や子育て世代を対象とした講座・講演会等を行います。
担当	健康推進課

1-1-3 不妊治療に係る支援（保1-7-2）

事業概要	子どもを望む区民を支援するため、不妊治療費（先進医療）助成、男性不妊検査費助成などを行うほか、不妊に関する相談事業を実施します。
担当	健康推進課

1-1-4 文の京若年者向け就職面接会

事業概要	おおむね39歳以下の求職者と人材の確保を希望する区内中小企業等による就職面接会を実施します。
担当	経済課
4年間の計画事業量	就職面接会の継続実施により、区内中小企業等への就職を希望する若年者の就労を支援するとともに、企業の人材確保を支援します。

進行管理の対象としている事業名に を表示しています。

1-1-5 男女平等参画の推進

事業概要	無意識のうちに形成された性別に基づく固定的な役割分担意識やジェンダーに関する偏見等を解消し、男女平等参画を推進するため、男女平等センターを拠点として啓発事業や学習の機会の提供を行うとともに、配偶者やパートナー間を含むあらゆる暴力の根絶に向けた普及啓発事業等を実施します。
担当	総務課

1-1-6 ダイバーシティ推進事業（地2-1-15、2-1-16）

事業概要	アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）や価値観・文化の相互理解不足による差別をなくす啓発のほか、生きづらさや困難を抱える人の相談支援、SOGI（性的指向及び性自認）に悩む人へのコミュニケーション機会の提供、互いを人生のパートナーとすることを約束した同性の二人を支援する「文京区パートナーシップ宣誓制度」等を通じ、多様な性への理解促進と人権・多様性を尊重する社会の実現を推進します。				
担当	総務課				
4年間の計画事業量	項目	8年度	9年度	10年度	11年度
	男女平等センター相談室の相談件数	1,100件	※他の分野別計画に記載している事業については、令和8年度までの計画となるため、令和9年度以降の数値目標は設定していません。		

1-1-7 若者の消費生活の安定と向上

事業概要	消費者トラブルを未然に防止するための消費者啓発及び教育を推進するとともに、消費者相談室の周知を図ります。 また、エシカル消費 ¹³ の普及に取り組み、人や社会、環境に配慮した意思行動の定着を促します。
担当	経済課
4年間の計画事業量	時流を捉えた消費者教育のメニュー及び資産運用に関する研修会の充実を図ります。 また、対面による受講環境に加え、SNS等を活用した普及・啓発を進め、あわせて、オリジナルキャラクターを使用した消費者相談室の周知を行っていきます。

¹³ エシカル消費 消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

1-1-8 労働者及び事業主への広報・啓発活動 (子5-1-24)

事業概要	育児と仕事の両立をはじめとする多様な働き方の実現に向けた意識改革を推進するため、関係行政機関や商工会議所等と連携し、労働者及び事業主への広報・啓発活動を行います。
担当	経済課

1-1-9 一時預かり事業(私立保育園) ◆

事業概要	対象の私立保育園において、通常業務の空き定員部分や専用保育室を活用し、保育園や幼稚園等に在席していない子どもを一時的に保育します。
担当	幼児保育課

※子ども・子育て支援事業計画に内包する事業になります。

1-1-10 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

事業概要	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を行います。				
担当	幼児保育課				
4年間の 計画事業量	項目	8年度	9年度	10年度	11年度
	区立 認可保育所	16人	16人	16人	16人
	私立 認可保育所等	21人	21人	21人	21人
	その他	18人	18人	18人	18人

※子ども・子育て支援事業計画に内包する事業になります。

進行管理の対象としている事業名に を表示しています。

子ども・子育て支援交付金を充当して実施する事業に「◆」を表示しています。

1-1-11 一時保育（キッズルーム） ◆ （子2-1-20）

事業概要	満1歳から就学前までの幼児の保護者を対象に、育児疲れのリフレッシュや学校、幼稚園等の行事参加など多様な保育需要に対応するため、一時保育所を運営し、保護者の社会活動への参加等を推進します。
担当	こども若者支援課
4年間の計画事業量	育児疲れによるリフレッシュや学校・幼稚園等の行事参加など多様な保育需要に対応するため、一時保育所の運営を行います。 また、多様化する保育ニーズへの対応や利便性の向上を図るため、各施設の利用者登録について一元化を検討し、保護者の社会活動への参加等を推進します。

1-1-12 緊急一時保育事業・リフレッシュ一時保育事業 ◆
（子2-1-21、2-1-22）

事業概要	区立保育園及び区立認定こども園において、保護者や家族の疾病、出産等により緊急に保育を必要とする子どもを預かる緊急一時保育事業を実施します。 また、緊急一時保育事業の利用に空きがある場合、要件を問わず利用できるリフレッシュ一時保育事業を実施します。
担当	幼児保育課、学校運営課

1-1-13 病児・病後児保育 ◆ （子2-1-23）

事業概要	病中又は病気の回復期にある子どもを、家族の介護や就労の都合等やむを得ない事由により、集団保育や家庭での保育をすることができないとき、区が委託する医療機関等で保育を行います。
担当	こども若者支援課
4年間の計画事業量	病児・病後児保育施設の運営を行い、病気により集団保育の困難な子どもを一時的に預かることで、保護者の就労等を支援します。 現状区内4か所で実施していますが、病気の流行に伴う利用時期の集中等の理由から保育を断らざるを得ない場合があるほか、施設の地域的な偏在等により、ニーズに対応しきれない部分が存在します。これらを踏まえ、施設の存在しない地域を中心に新規開設に向けた検討を進めます。

1-1-14 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ◆ （子2-1-24）

事業概要	保護者の育児疲れや疾病、就労等の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、施設において一定期間、養育を行うことで子どもとその家庭の福祉の向上を図ります。
担当	こども家庭支援センター

1-1-15 ベビーシッター等による子育て支援事業 （子2-1-25）

事業概要	子育て家庭の負担軽減や孤立等の防止を図るため、ベビーシッター等による保育サービスを利用した際の利用料の一部を助成するとともに、家事・育児支援サービスを一定の負担で利用できる券を交付するほか、ひとり親家庭や多胎児家庭を対象に支援事業を実施し、多様な保育サービスの提供を推進します。 【実施事業】 ・ひとり親家庭子育て訪問支援券事業 ・ベビーシッター利用料助成制度 ・ふたごちゃん・みつごちゃん家事・育児サポート利用料助成制度 ・おうち家事・育児サポート事業
担当	こども若者支援課

1-1-16 障害者・児の介護者支援の推進

事業概要	自宅で障害者・児を介護する家族等の病気や就労、冠婚葬祭、休養等の理由により、介護を代替するなど、障害者・児の介護を行う家族等を支援するための各種事業を実施します。
担当	障害福祉課

進行管理の対象としている事業名に を表示しています。

子ども・子育て支援交付金を充当して実施する事業に「◆」を表示しています。

1-1-17 延長保育・年末保育 ◆ (子2-1-3、2-1-4、2-1-14、2-1-15)

事業概要	<p>区立保育園及び区立認定こども園において、保護者の就労等の都合により保育の必要がある子どもを対象に、午後6時15分から午後7時15分まで延長保育を実施します。一時的にお迎えが遅くなる場合には、延長保育スポット利用の制度を実施します。</p> <p>また、年末の区立保育園及び区立認定こども園の休園期間中（日曜日を除く12月29、30日）、保護者の就労等により家庭で保育を受けることができない子どもを対象に年末保育を実施します。</p>
担当	幼児保育課、学校運営課、教育指導課

1-1-18 放課後の児童の居場所

事業概要	児童の生活状況や家庭のニーズにあわせ、児童館・育成室・認証学童クラブ・放課後全児童向け事業（アクティ）を実施します。
担当	児童課
4年間の計画事業量	児童館・育成室・認証学童クラブ・放課後全児童向け事業のそれぞれの特性に基づき、児童・保護者がニーズにあわせたサービスを選択し、全ての児童が放課後の安全な居場所が確保されることを目指します。

1-1-19 ファミリー・サポート・センター事業 ◆ (子5-1-4)

事業概要	子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行います。
担当	こども若者支援課
4年間の計画事業量	文京区子育てサポーター認定制度を活用し、提供会員の質の向上を図るとともに、地域担当制により、提供会員と依頼会員のマッチングの向上を図ります。

1-1-20 若者の居場所事業「Bunkyo Night Youth Lounge」

事業概要	若者が自由に過ごすことができる居場所を提供するとともに、心理職等による相談支援や定期的な交流イベント等を実施します。
担当	こども若者政策課
4年間の計画事業量	週1回の継続実施により、若者の居場所や相談機能を安定的に供給するとともに、若者のニーズに即したイベント(学び、趣味、ゲーム、出会い、地域参画、区政への提言等)を通じて、若者の充実した生活を推進します。

小項目2 健康とスポーツによる生活の質の向上

1-2-1 健康づくり事業

事業概要	生活習慣の改善や運動習慣の定着を希望する区民を対象に、運動・活動量を増やすための健康づくり教室を行います。 また、効果的な生活習慣病予防を行うため、主体的な健康づくりに関する講習会を開催します。
担当	保健サービスセンター
4年間の計画事業量	健康の保持増進のため、区民一人ひとりが健康的な生活習慣の必要性を理解し、主体的に健康管理を行えるよう、啓発を進めます。

1-2-2 食育普及 (保1-9-1)

事業概要	望ましい食生活について理解を深め、実践していくことができるよう、講座やイベント等を通して情報発信を行います。 また、区とともに食育を推進していく食育サポーターを養成します。
担当	健康推進課

1-2-3 歯と口腔の健康づくり (保1-5-3、1-5-4、1-5-6、1-5-7)

事業概要	全身の健康に大きく関係のある歯周疾患を予防し、生涯における口腔機能の維持・向上へつなげるため、歯周疾患検診を実施し、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供します。 疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者等に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅等に訪問し、歯科健診・予防相談指導を実施するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促し、在宅療養者等の口腔衛生の改善及び向上を図ります。 障害者・児等で口腔疾患の予防と治療・口腔機能の改善を必要としている方を対象に、歯科治療や各種相談等を行い、障害者等に歯科診療の機会を提供し、障害者の口腔衛生の向上を図ります。また、高次医療機関や地域のかかりつけ歯科医へもつなげます。 妊婦を対象に妊婦歯周疾患検診を実施し、妊娠中にかかりやすい歯周疾患を早期に発見し、胎児の健やかな成長と母体の健康の維持を図ります。
担当	健康推進課

進行管理の対象としている事業名に を表示しています。

子ども・子育て支援交付金を充当して実施する事業に「◆」を表示しています。

1-2-4 たばこ対策事業

事業概要	喫煙・受動喫煙による健康被害を防止するため、たばこ健康に関する正しい知識について、あらゆるライフステージ・対象に向け普及啓発を図ります。子どもの受動喫煙防止に向けたポスターの掲出、母子健康手帳交付時のリーフレット配付等を行います。
担当	健康推進課

1-2-5 禁煙外来治療費の助成

事業概要	主体的な禁煙に向けた取組を支援することで、生活習慣病予防を推進し健康の維持・増進を図るため、医療機関で禁煙外来治療を受ける方に対し、治療費や薬剤費の一部を助成します。
担当	健康推進課

1-2-6 若年層向け健康事業

事業概要	一般的な健診項目の受診を希望する方に対し、健康相談を実施するほか、健康センターでの各種取組等を通じて、健康づくりを推進します。 また、年度末年齢が39歳となる区民に対し、40歳から受診できる区健診（検診）の利用を促すため、区健診（検診）情報を簡潔に掲載したはがきを送付します。
担当	保健サービスセンター、健康推進課

1-2-7 子宮がん検診

事業概要	20歳以上の偶数年齢の区内在住女性に対し、問診、視診等の子宮がん検診を無料で実施します。
担当	健康推進課
4年間の計画事業量	「がん（悪性新生物）」は区における死因の第1位であり、主要死因別死亡率の26.8%を占めています。一方、区の子宮がん検診の受診率は、約40%となっており、令和11年度の受診率60%を目標として各種啓発等を行います。

1-2-8 文京区版ネウボラ事業 (子1-1-1)

事業概要	<p>保健師等専門職が全ての妊婦にネウボラ面接を行い、妊娠中の不安の軽減を図ります。面接時には育児用品パッケージを提供し、全数面接の実効性を保持します。</p> <p>また、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するほか、経済的支援として妊婦のための支援給付を実施します。</p>
担当	保健サービスセンター、健康推進課
4年間の計画事業量	<p>出産前後の個別の不安や悩みの軽減を図るとともに、個々の子育て家庭のニーズに応じた支援を行うことで、妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援を継続していきます。</p>

1-2-9 妊産婦の健康に係る支援

事業概要	<p>妊娠届提出時に健康診査受診票を配付し、委託する都内医療機関で一般健診(14回)と超音波検査(4回)、子宮頸がん検診(1回)の助成を行います。里帰り出産等都外施設で受診した場合には、償還払いにより助成します。</p> <p>また、妊婦を対象に妊婦歯周疾患検診を実施し、妊娠中にかかりやすい歯周疾患を早期に発見し、胎児の健やかな成長と母体の健康の維持を図ります。母親学級では妊娠中の歯と口腔の健康について歯科衛生教育を行います。</p>
担当	健康推進課、保健サービスセンター

1-2-10 エイズ・性感染症対策の推進

事業概要	<p>匿名・無料でのHIV即日抗体検査のほか、希望者に性感染症(梅毒、クラミジア、淋菌)のスクリーニング検査を実施し、エイズ・性感染症のまん延防止を図ります。また、HIV/エイズ等の性感染症に関する正しい知識の啓発として、エイズ予防月間に合わせたレッドリボン展を開催します。</p>
担当	予防対策課
4年間の計画事業量	<p>区における新規のHIV感染者・エイズ患者の報告数は、近年横ばいで推移しているため、主に若い世代を中心とした普及啓発や区民の利便性に配慮した検査・相談体制を確保するなど、感染の拡大防止とHIV感染者の支援を目的とした、総合的なHIV/エイズ対策を推進していきます。</p>

進行管理の対象としている事業名に を表示しています。

1-2-11 スポーツ交流ひろばの充実

事業概要	区立小・中学校の体育館や校庭を活用し、地域の指導員の指導のもと曜日ごとに種目を設定し、全ての区民の身近なスポーツ活動の場として開放します。
担当	スポーツ振興課
4年間の計画事業量	スポーツ交流ひろば事業の実施により、スポーツを通じた地域交流の場を提供します。また、効果的な広報活動を検討し、参加者の増加を図ります。

1-2-12 地域のスポーツ団体等との連携による事業展開

事業概要	区と協定を締結しているスポーツ団体や区内に拠点を置くスポーツ団体・企業・大学等との協働により、各種スポーツ体験教室やスポーツ観戦事業を実施します。
担当	スポーツ振興課
4年間の計画事業量	地域のスポーツ団体等との連携についての認知度を高めるとともに、協働による各種スポーツ体験教室等を実施することで、効果的に区民のスポーツ振興の促進を図り、地域の活性化につなげていきます。

1-2-13 スポーツ教室

事業概要	幅広い年齢層の区民の健康・体力づくりを推進するため、各種スポーツ・レクリエーション教室を開催します。
担当	スポーツ振興課
4年間の計画事業量	各種スポーツ・レクリエーション教室の開催により、区民の健康・体力づくりの推進及びスポーツ・レクリエーションの普及振興を図ります。

1-2-14 スポーツ振興イベント「Bunkyo Sports Park」の開催 (子1-2-13)

事業概要	野球やサッカーなどの定番スポーツをはじめ、パラスポーツやアーバンスポーツ ¹⁴ など、様々なスポーツの体験等ができるイベントを開催します。
担当	スポーツ振興課
4年間の計画事業量	区民等が様々なスポーツの体験等ができる機会を提供することで、区民等のスポーツ振興の促進を図ります。

¹⁴ アーバンスポーツ エクストリームスポーツの中で都市での開催が可能なもの。ボルダリング、BMX、スラックライン、パルクール、トランポリン、スケートボード、3×3などが挙げられる。

大項目2 社会的自立への援助

小項目1 社会的孤立の予防と心理的支援

2-1-1 重層的支援体制整備事業（ぶんきょうチームでまるごと支援）★ （地1-1-1、1-2-1、2-1-1、2-1-2、2-1-3）

事業概要	支援が必要な方の状況に応じて各分野の機関が連携し、地域支援やネットワークを重ね合わせることで、孤立している人を取り残さない地域づくりを目指します。
担当	事務局：福祉政策課
4年間の計画事業量	会議や研修等を通じて、関係者による目的意識の共有や支援者の資質向上を図るほか、つながる相談窓口の設置など、分野横断的な協働を推進するとともに、区民への周知を図りながら、質の高い支援を包括的に提供できる体制を構築していきます。特に、地域に存在する8050問題 ¹⁵ やひきこもり等、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱えた方及び世帯に対し、社会福祉協議会や地域の関係者、地域活動団体等と連携することで、早期の把握と適切な支援につなげていきます。

2-1-2 民生委員・児童委員による相談援助活動（地1-2-6）

事業概要	民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする方と行政機関を繋げるパイプ役を担います。 区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行います。
担当	福祉政策課

進行管理の対象としている事業名に を表示しています。

重層的支援体制整備事業実施計画に関わる事業に「★」を表示しています。

¹⁵ 8050問題 高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯に係る問題。

2-1-3 女性のほほえみ支援ネットワーク事業 (地2-2-4)

事業概要	DVや生活困窮等の困難な問題を抱える女性に対し、自立に向けた切れ目ない相談・支援ができるように、支援に関わる福祉、子育て、教育等の関係機関と民間団体や民間事業者との連携・協働による支援のあり方の検討とネットワークの構築を行います。
担当	生活福祉課
4年間の計画事業量	困難な問題を抱える女性の支援に関わる福祉、子育て、教育等の関係機関と民間団体や民間事業者との代表者会議、実務者会議、個別ケース会議等により情報交換や状況把握に努め、自立に向けた切れ目ない支援を連携・協働により行います。また、行政の相談窓口や民間団体等を載せたカード等の作成・配布などにより周知啓発を行い、困難な問題を抱えた女性を相談・支援につなげていきます。

2-1-4 母子・女性緊急一時保護事業 (子4-4-14)

事業概要	配偶者・親等の暴力被害からの避難等で緊急に施設での保護が必要な母子や女性に対し、公的施設のほか、近隣のホテルや民間シェルターを活用して、一時的な保護と相談、支援を行います。
担当	生活福祉課

2-1-5 ゲートキーパー養成講座

事業概要	区職員や地域のキーパーソンとなる人材を対象に、自殺についての基本的な認識を深め、ゲートキーパーの役割を担う人材を育成するための取組を効果的に実施します。
担当	予防対策課
4年間の計画事業量	地域の自殺対策を支える人材が、「自殺は社会の努力で避けることのできる死である」ことを共通の認識として持ち、適切な支援につなぐことができるような自殺対策を支える人材を育成します。

2-1-6 心のサポーター養成研修

事業概要	メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対して可能な範囲で手助けを行うことができる「心のサポーター」の養成研修を実施します。
担当	予防対策課

2-1-7 ひきこもりの総合的な支援の推進 (地2-1-4)

事業概要	<p>ひきこもり当事者やその家族及び8050問題ケース等の複合的な課題を含む相談を文京区ひきこもり支援センターで実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。</p> <p>また、ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、「ひきこもり等自立支援事業（STEP事業）」(Support支援/Talk相談/Experience経験/Place居場所)を行います。</p>				
担当	生活福祉課				
4年間の計画事業量	項目	8年度	9年度	10年度	11年度
	ひきこもり支援センター相談件数	260件	※他の分野別計画に記載している事業については、令和8年度までの計画となるため、令和9年度以降の数値目標は設定していません。		
	STEP事業相談件数	960件			
	STEP事業支援メニュー利用件数	560件			

2-1-8 ヤングケアラー支援推進事業 (子4-3-12)

事業概要	<p>ヤングケアラー支援を推進するために、啓発活動の拡充による理解促進を図るとともに、関係機関等を対象とした研修等を実施します。</p> <p>また、支援を円滑に実施するために、ヤングケアラー本人の意向を踏まえて関係機関と連携し、家族の状況に応じて重層的支援体制整備事業を活用し、本人及び家族全体に対する支援を行います。</p>
担当	こども家庭支援センター
4年間の計画事業量	<p>「知ること、気づくことからつなぐこと」への啓発活動の取組として、ヤングケアラー当事者である子ども・若者に向けたリーフレットの作成や企画等を実施するとともに、関係機関等に向けたリーフレットの作成や研修等を実施します。</p> <p>また、ヤングケアラー本人及び家族全体に対する支援を円滑に実施するために、本人の意向と家族の状況に合わせた適切な情報提供を行い、必要な社会資源やサービス等への繋ぎを行います。</p>

進行管理の対象としている事業名に [] を表示しています。

2-1-9 ケアリーバー（社会的養護経験者）に関わる支援

事業概要	児童養護施設や里親家庭で育ったケアリーバー(社会的養護経験者)に対し、社会的な自立を促進し、自立後の安定した生活の確保を目指すため、相談支援とともに、住まいに関する援助等を行います。
担当	児童相談課

2-1-10 非行防止・更生保護の推進（子3-2-6）

事業概要	犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための啓発活動（東京ドーム周辺広報啓発活動、社会を明るくする大会、矯正展等）を実施します。 また、保護司が子どもの非行・不良の悩みごとなどの相談に対応します。
担当	福祉政策課

2-1-11 障害者基幹相談支援センターの運営 ★（障2-1-7）

事業概要	障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、人材育成と家族全体の重層的課題を含んだ高度かつ複雑な内容の相談支援を実施します。 また、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組など、支援体制の強化等を推進する総合的な相談支援活動の拠点として事業運営を行い、障害分野に限らず、介護分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進します。
担当	障害福祉課
4年間の計画事業量	地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言を年400件行い、地域の相談支援事業所の人材育成の支援及び地域の相談機関との連携強化の取組を年12回実施します。 また、個別事例の支援内容の検証を年12回実施し、主任相談支援専門員を2名配置します。

2-1-12 地域生活支援拠点の運営 (障1-1-20、2-1-14)

事業概要	地域生活支援拠点では地域連携調整員を配置し、主に相談支援と地域づくりを担い、関係機関等と連携した障害者の居住支援体制の充実を図るほか、他の機能(緊急時の対応・生活体験・専門的人材の確保)を区内の支援機関と連携する面的整備で実施します。
担当	障害福祉課
4年間の計画事業量	地域生活支援拠点の5つの機能のうち、未整備である「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」について、4地区の拠点を中心とした面的整備で実施します。 また、地域自立支援協議会において、その機能や地域課題について協議します。

2-1-13 男女平等参画の推進 <1-1-5再掲>

事業概要	無意識のうちに形成された性別に基づく固定的な役割分担意識やジェンダーに関する偏見等を解消し、男女平等参画を推進するため、男女平等センターを拠点として啓発事業や学習の機会の提供を行うとともに、配偶者やパートナー間を含むあらゆる暴力の根絶に向けた普及啓発事業等を実施します。
担当	総務課

2-1-14 ダイバーシティ推進事業 (地2-1-15、2-1-16)

<1-1-6再掲>

事業概要	アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)や価値観・文化の相互理解不足による差別をなくす啓発のほか、生きづらさや困難を抱える人の相談支援、SOGI(性的指向及び性自認)に悩む人へのコミュニケーション機会の提供、互いを人生のパートナーとすることを約束した同性の二人を支援する「文京区パートナーシップ宣誓制度」等を通じ、多様な性への理解促進と人権・多様性を尊重する社会の実現を推進します。				
担当	総務課				
4年間の計画事業量	項目	8年度	9年度	10年度	11年度
	男女平等センター相談室の相談件数	1,100件	※他の分野別計画に記載している事業については、令和8年度までの計画となるため、令和9年度以降の数値目標は設定していません。		

進行管理の対象としている事業名に を表示しています。

重層的支援体制整備事業実施計画に関わる事業に「★」を表示しています。

2-1-15 若者の居場所事業「Bunkyo Night Youth Lounge」
 <1-1-20再掲>

事業概要	若者が自由に過ごすことができる居場所を提供するとともに、心理職等による相談支援や定期的な交流イベント等を実施します。
担当	こども若者政策課
4年間の 計画事業量	週1回の継続実施により、若者の居場所や相談機能を安定的に供給するとともに、若者のニーズに即したイベント(学び、趣味、ゲーム、出会い、地域参画、区政への提言等)を通じて、若者の充実した生活を推進します。

小項目2 経済的自立の支援

2-2-1 生活困窮者への自立支援の推進 ★ (地2-2-1)

事業概要	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、区が実施主体となって、関係機関との連携により、地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、居住支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施します。				
担当	生活福祉課				
4年間の計画事業量	項目	8年度	9年度	10年度	11年度
	自立相談支援事業新規相談受付件数	250件	※他の分野別計画に記載している事業については、令和8年度までの計画となるため、令和9年度以降の数値目標は設定していません。		
	住居確保給付金支給件数	15件			
	その他支援	80人			

2-2-2 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業 (子4-4-11)

事業概要	要件を満たしたひとり親家庭等の父母が、より収入が高く安定した職に就くことができるように、就職に有利な資格取得の支援として「母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業」及び「母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金事業」を実施します。
担当	生活福祉課
4年間の計画事業量	ひとり親家庭に向けて母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業のチラシの配布やホームページの掲載などを通じて事業の周知を行い、安定した雇用や就労に向けた資格取得のために他機関と連携しながら相談・支援していきます。

2-2-3 入院助産 (子4-4-9)

事業概要	「児童福祉法」に基づき、出産時に分娩・入院の費用を支払うことが困難な妊産婦に対して、その費用を支給します。(所得要件あり)
担当	生活福祉課

進行管理の対象としている事業名に を表示しています。

重層的支援体制整備事業実施計画に関わる事業に「★」を表示しています。

2-2-4 生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）

事業概要	所得の少ない世帯の将来的な自立を支援することを目的として、学校教育法に規定する高等学校、大学、短期大学、専修学校、高等専門学校等に修学するために必要な費用の貸付を無利子で行います。
担当	社会福祉協議会

2-2-5 文の京若年者向け就職面接会 <1-1-4再掲>

事業概要	おおむね39歳以下の求職者と人材の確保を希望する区内中小企業等による就職面接会を実施します。
担当	経済課
4年間の計画事業量	就職面接会の継続実施により、区内中小企業等への就職を希望する若年者の就労を支援するとともに、企業の人材確保を支援します。

2-2-6 障害者就労支援の充実（障3-1-1）

事業概要	障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について、障害者就労支援センターを中心に実施します。多様化している障害の特性や働き方へのニーズに応じた専門性の高い支援やコーディネート力の強化、増加する新規登録者・就労者に対する定着支援、生活支援等、地域の拠点としての機能の充実を図ります。				
担当	障害福祉課				
4年間の計画事業量	項目	8年度	9年度	10年度	11年度
	就労継続者数	352人	※他の分野別計画に記載している事業については、令和8年度までの計画となるため、令和9年度以降の数値目標は設定していません。		

2-2-7 中小企業ダイバーシティ人材採用促進事業

事業概要	区内中小企業向けに、地域の多様な人材の確保・活用に関するセミナーを実施するとともに、就職を希望する就職氷河期世代、女性及びリカレント教育課程受講者と企業とのマッチング支援等を行います。
担当	経済課

大項目3 自己実現の機会づくり

小項目1 学び直しとキャリア設計

3-1-1 生涯学習推進事業

事業概要	区民の多様なニーズに対応した幅広い分野の講座等の提供のほか、気軽に参加できる初心者向けの内容をはじめ、大学・企業等と連携した専門性の高い内容まで、区民の学習状況に合わせた多様なプログラムを展開します。
担当	アカデミー推進課
4年間の計画事業量	年齢やライフステージを問わず、全ての人が生涯にわたり主体的に学び続けられる環境を提供することで豊かな人生の実現を目指します。

3-1-2 学びの拠点としての図書館

事業概要	図書館のICT化の推進により利用者の利便性の向上を図るとともに、区民の多様な学習を支える環境づくりや地域密着型の情報発信など、「学びの拠点」としての機能向上を進めます。
担当	真砂中央図書館

3-1-3 文化芸術活動の推進

事業概要	だれもが文化芸術に親しむことができるよう、コンサート・演劇等の鑑賞事業、企画展の開催、伝統芸能・昔遊び等の体験事業等を通じて、文化芸術活動を楽しむ機会を創出します。
担当	アカデミー推進課

3-1-4 リカレント教育課程等受講料助成金

事業概要	65歳未満の区民のうち、就労経験があり、現在は就労していない方、非正規雇用で就労している方、個人で事業を営んでいる方を対象に、国や地方自治体、民間教育機関等が実施する人材の育成、職業能力の習得等につながる教育課程・講座等を受講する際の受講料の一部を助成します。
担当	経済課
4年間の計画事業量	人材の育成や職業能力の習得等につながる学び直しを支援することで、区民の職業能力の向上を図ります。

進行管理の対象としている事業名に を表示しています。

3-1-5 創業入門サロン

事業概要	創業に関する講義や創業体験談、創業経験者との交流、専門家による創業相談等を通じて、区内における創業機運の醸成を図ります。
担当	経済課

3-1-6 創業支援セミナー

事業概要	区内で創業を希望する方、区内で創業後5年未満の方を対象に、経営、財務、人材育成、販売方法を学ぶセミナーを開催します。				
担当	経済課				
4年間の 計画事業量	項目	8年度	9年度	10年度	11年度
	参加者数	110人	110人	110人	110人

3-1-7 チャレンジショップ支援事業

事業概要	区内の空き店舗を活用して創業した事業者等を対象に、店舗賃借料の一部補助及び専門家による経営相談を実施します。
担当	経済課

3-1-8 スタートアップ¹⁶支援事業

事業概要	創業5年以内又は大学の創業支援施設から区内に事業所を移転して1年以内の区内スタートアップを対象に、事務所等賃借料の一部補助及び専門家による経営相談を実施します。
担当	経済課

¹⁶ スタートアップ 先進的なアイデア・技術を強みに、新しいビジネスを創り出し、短期間で急成長を遂げる企業。

小項目2 社会参画と居場所づくり

3-2-1 文京 Vote Supporters

事業概要	区内に在住、在学、在勤している高校生から25歳程度までの若者を主体とし、選挙啓発活動を行います。
担当	選挙管理委員会事務局
4年間の計画事業量	SNSによる情報発信や同年代に対する選挙啓発事業の企画・実施を行うことで、若年層の投票率の向上を目指します。

3-2-2 投票立会人募集

事業概要	体験型学習の一環として、投票所で投票事務が公正に行われるよう、若年層の投票立会人登録制度を実施します。
担当	選挙管理委員会事務局

3-2-3 町会・自治会加入促進・担い手確保支援事業

事業概要	地域コミュニティの核となる町会・自治会の活動の活性化や持続的な運営を図るため、加入促進につながる事業として町会・自治会加入促進事業補助金支援や、活動の担い手確保として地域活動センター公式LINEを通じた地域イベント等の情報配信による活動周知支援などの事業を包括的に実施します。
担当	区民課
4年間の計画事業量	町会・自治会の積極的な周知や加入促進に取り組み、活動の活性化及び組織体制の強化につなげます。また、地域コミュニティ活動の支援により、地域コミュニティの活性化につなげ、担い手確保を目指します。

進行管理の対象としている事業名に を表示しています。

3-2-4 重層的支援体制整備事業（ぶんきょうチームでまるごと支援）★
 （地1-1-1、1-2-1、2-1-1、2-1-2、2-1-3）
 <2-1-1再掲>

事業概要	支援が必要な方の状況に応じて各分野の機関が連携し、地域支援やネットワークを重ね合わせることで、孤立している人を取り残さない地域づくりを目指します。
担当	事務局：福祉政策課
4年間の計画事業量	会議や研修等を通じて、関係者による目的意識の共有や支援者の資質向上を図るほか、つながる相談窓口の設置など、分野横断的な協働を推進するとともに、区民への周知を図りながら、質の高い支援を包括的に提供できる体制を構築していきます。特に、地域に存在する8050問題やひきこもり等、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱えた方及び世帯に対し、社会福祉協議会や地域の関係者、地域活動団体等と連携することで、早期の把握と適切な支援につなげていきます。

3-2-5 小地域福祉活動の推進 ★（地1-1-2）

事業概要	地域福祉コーディネーターを中心に、地域住民、関係機関、民間団体等と連携し、地域活動への参加促進、居場所づくり及び相談支援を通じて、若者を地域全体で支えていくことを支援します。
担当	社会福祉協議会
4年間の計画事業量	若者が孤立することなく安心して生活できるよう、地域住民、関係機関、民間団体等とのネットワーク形成を行い、地域全体で若者を支える地域づくりを目指します。 また、地域活動や居場所への参加を通して、若者が社会と関係性を広げ、自立と成長に向けた歩みが進められるよう支援を行います。

3-2-6 地域の支え合い体制づくり推進事業 (地1-1-9)

事業概要	参加者同士が交流を深める「ふれあいいいきサロン」、地域の課題解決を図る「サロンぷらす」、地域住民による常設型の拠点「つどい〜の」の推進を通して、地域住民の自主的な活動支援を行います。				
担当	社会福祉協議会				
4年間の計画事業量	項目	8年度	9年度	10年度	11年度
	ふれあいいいきサロン設置数	152か所	※他の分野別計画に記載している事業については、令和8年度までの計画となるため、令和9年度以降の数値目標は設定していません。		

3-2-7 青少年の社会参加推進事業補助 (子3-2-3)

事業概要	青少年が社会性を身につけるとともに、地域社会で活動するための知識等を得る機会をより多く提供するため、NPO等が実施する社会参加推進事業や青年育成事業に補助を行います。
担当	こども若者支援課
4年間の計画事業量	NPO等が特性を活かした青少年の社会参加推進事業や青年育成事業の経費の一部を補助し、青少年の社会参加を推進し、青少年の自立を促進します。

3-2-8 社会教育関係団体登録制度

事業概要	区民の自主的な文化・スポーツ・学習活動を促進するため、一定の要件を満たす団体を社会教育関係団体として登録し、施設の優先利用や利用料金の減額などを行うことで、その活動を支援します。
担当	アカデミー推進課
4年間の計画事業量	登録団体の活動内容を正確に把握し、広く区民に周知することで、各種活動への参加機会を提供するとともに、団体活動の活性化を図ることで、区民の自主的な文化・スポーツ・学習活動を支援します。

進行管理の対象としている事業名に を表示しています。

重層的支援体制整備事業実施計画に関わる事業に「★」を表示しています。

3-2-9 成人の日記念「はたちのつどい」

事業概要	はたちという新たな門出を祝い、「はたちのつどい」を開催します。区内在住の20歳となる方を対象に「はたちのつどいを考える会」を設置し、事業内容を検討します。
担当	区民課

3-2-10 大塚地域活動センターオープンスペース企画

事業概要	大塚地区内で相互に顔の見える関係づくりを目的としたイベント等を実施し、地域団体や住民の相互交流の場を提供します。イベント等の実施においては、地域住民及び大塚地区管内の大学、企業等との連携・協力関係を構築し、地域連携を推進していきます。
担当	区民課

3-2-11 ふれあいサロン事業

事業概要	地域活動センターにおいて、幅広い年代の区民が参加する各種イベントや様々な教室を開催し、生きがいづくりや区民間の交流の支援、地域コミュニティのさらなる活性化を目指します。 また、社会福祉協議会との連携や、現役世代の参加促進を行います。
担当	区民課

3-2-12 ボランティア活動への支援 (地1-2-2)

事業概要	ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の実施、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供を行うコーディネート機能の強化等により、地域福祉活動の多様化、活性化を図ります。 また、団体への研修費の助成等による支援のほか、学生ソーシャルアクション連絡会等の地域活動や交流会等を通じて、活動団体間の交流の促進によりネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げます。
担当	社会福祉協議会
4年間の計画事業量	個人や団体からの地域活動に係る相談に、必要な諸調整を行いながら丁寧に応じます。 また、体験型プログラムを取り入れるなどの工夫を行いながらボランティア養成講座等を実施し、地域の担い手の育成に取り組むとともに、実際にボランティア活動を行いたい方と実動しているボランティア団体とをつなげます。 さらに、活動している個人や団体同士のつながる機会を設けることで、活動が停滞しないように支援を行います。

3-2-13 NPO活動・地域活動の支援 (地1-2-3)

事業概要	協働の拠点である地域連携ステーション「フミコム」の運営を通して、区や地域住民・ボランティア・NPO・企業・大学等と連携し、新たなつながりを創出することで、地域の活性化や地域課題の解決を図ります。
担当	社会福祉協議会
4年間の計画事業量	Bチャレ(提案公募型協働事業)に関しては、協働での地域課題解決や地域活性につながる事業を支援するとともに、事業として採用されなかった団体にも継続的な支援を行うことで、地域団体の運営体制の強化と潜在化した地域課題の掘り起こし、解決につなげます。 NPO活動等に係る各種講座に関しては、講座終了後も個々に応じて適宜支援できるよう、参加者と対面における顔の見える関係を築きます。

3-2-14 文京お届け講座

事業概要	区民の自主的な学習活動を支援するとともに、区の職員が地域の団体の要望に応じて講師として職務に関する話をするすることで、職員の意識改革と住民との協働関係の醸成を図ります。				
担当	アカデミー推進課				
4年間の計画事業量	項目	8年度	9年度	10年度	11年度
	実施講座数	20件	21件	21件	22件

3-2-15 交流館における交流事業の充実

事業概要	世代を超えて、広く区民同士が交流を図れるよう、交流館において、様々な交流事業を実施します。
担当	区民課

3-2-16 安全・安心で快適な公園等の整備 (子5-2-6)

事業概要	安全・安心に配慮しながら、地域住民のニーズを踏まえた公園等の再整備や、公園に隣接する公共施設を活用した、公園と一体となった魅力的な空間づくりなど、だれもが安心して利用できる地域の憩いの場となる公園等の整備を行います。
担当	みどり公園課

進行管理の対象としている事業名に を表示しています。

3-2-17 若者の居場所事業「Bunkyo Night Youth Lounge」
<1-1-20、2-1-15再掲>

事業概要	若者が自由に過ごすことができる居場所を提供するとともに、心理職等による相談支援や定期的な交流イベント等を実施します。
担当	こども若者政策課
4年間の 計画事業量	週1回の継続実施により、若者の居場所や相談機能を安定的に供給するとともに、若者のニーズに即したイベント(学び、趣味、ゲーム、出会い、地域参画、区政への提言等)を通じて、若者の充実した生活を推進します。